

平成 19 年第 1 回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 19 年 3 月 16 日 (金) 午前 9 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 28 号 平成 19 年度川根本町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 29 号 平成 19 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 30 号 平成 19 年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第 5 議案第 31 号 平成 19 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 32 号 平成 19 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 33 号 平成 19 年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 8 発議第 1 号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について
- 日程第 9 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 11 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第 1 議案第 34 号 第 1 次川根本町総合計画基本構想の策定について
- 追加日程第 2 議案第 35 号 川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 3 議案第 36 号 町道路線の変更について
- 追加日程第 4 議案第 37 号 町道路線の認定について
- 追加日程第 5 議案第 38 号 平成 18 年度川根本町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 追加日程第 6 議案第 39 号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 7 議案第 40 号 川根本町文化会館条例及び川根本町資料館条例の一部を改正する条例について

出席議員（１４名）

１番	山 本 信 之 君	２番	中 田 隆 幸 君
３番	小 藪 侃一郎 君	４番	原 田 全 修 君
５番	澤 畑 義 照 君	６番	杉 本 道 生 君
７番	高 畑 雅 一 君	８番	久 野 孝 史 君
９番	森 照 信 君	１０番	板 谷 信 君
１１番	鈴 木 多津枝 君	１２番	芹 澤 徳 治 君
１３番	中 澤 智 義 君	１４番	佐 藤 公 敏 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	杉 山 嘉 英 君	助 役	澤 本 廣 君
教 育 長	澤 村 迪 男 君	総 務 課 長	山 本 眞 一 君
総 合 支 所 長	森 紀代志 君	管 理 課 長	藤 田 至 君
企画環境課長	森 下 睦 夫 君	企画観光課長	羽根田 泰 一 君
税 務 課 長	羽 倉 範 行 君	健康増進課長	小 坂 泰 夫 君
保健福祉課長	鈴 木 一 男 君	町 民 課 長	西 村 太 一 君
住 民 課 長	的 場 徹 君	産 業 課 長	岩 田 利 文 君
建 設 課 長	山 田 俊 男 君	事 業 課 長	中 村 裕 君
収 入 役 職務代理者・ 出 納 室 長	小 坂 進 君	教育総務課長	筑 地 秀 昭 君
生涯学習課長	柴 田 光 章 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 書 記	中 野 恵津子
------------------	---------

開議 午前 9時00分

開 議

- 議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は3月6日と同様ですので、御了承願います。

諸般の報告

- 議長（佐藤公敏君） 諸般の報告を行います。

3月7日、8日、9日、12日の4日間、また14日には平成19年度の現場視察をしていただき、平成19年度の一般会計、各特別会計の予算特別委員会を開催し、終日熱心に御審議をいただきました。まことにありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

- 議長（佐藤公敏君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、原田全修君、中田隆幸君、鈴木多津枝君、板谷信君、久野孝史君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

原田全修君、発言を許します。4番、原田全修君。

- 4番（原田全修君） おはようございます。

平成19年度当初予算が編成されまして、本日議決されることになっております。その予算概数は、一般会計で56億2,000万円ということで、前年度当初予算対比で8億6,000万円の減、13.3%減という厳しい緊縮予算となっております。

私は、合併後の最初の議会、おととしの12月になりますが、その一般質問の折に、合併後の財政計画のシミュレーションをもとに、地方交付税や国庫・県支出金が削減傾向にある中で、若者定住促進住宅整備、公営住宅整備、総合支所建設、ブロードバンド整備等々の大型投資を続けていくと、近い時期に財政破綻が来る可能性がありますよというようなことを申し上げたことを思い出しております。

このとき、町長の答弁は、町が自助努力をすることで合併による経費削減、行政改革の推進など成果を発揮することが可能であり、短期間に急速に悪化する認識は持っていないということでありました。当時のシミュレーションでも、基金の取り崩しが大きく基金残高が急速に減っていくという予想をしたことによる私なりの心配であったわけではありますが、今回の18年度予算の3月補正や18年度決算予測を財政担当から説明を受け、今回の19年度の緊縮予算編成、数字の上では愕然とするような13.3%減という超緊縮予算の編成は、当町のまちづくりが緒についたときでもあり、夕張市の財政破綻を思い出すような将来への不安を抱かせないための一つの選択肢としてやむを得ないものと思っております。

ただし、内容的には、財政改革路線を強化し、行政のスリム化、効率化を一層徹底するという町長のポリシーをあらわしたネーミングにふさわしい行政改革と整合がとれた予算編成になっているかはいささか疑問があります。

そこで私は、10月に策定された川根本町行政改革大綱について、その背景とするところ、すなわち平成18年度から22年度までの5カ年間の行政改革の履行は、その後に続く当地域の自立・活性化へつなげていく上で最重要な事業であるという観点から、1つ目に、川根本町行政改革大綱にうたわれております行政改革の基本方針であります4つのセクション、効率の高い行政運営の推進、新しい行政運営システムへの取り組み、連携協力による町民に開かれた行政、財政健全化の4つの各重点施策について、お伺いをしたいと思います。

次に、行政改革推進体制と情報公開についてなど、改革の進め方についてお伺いをいたします。

なお、本日の私の質問は、細かな内容の通告はしておりません。御答弁のいかんによっては筋書きのないドラマに展開される可能性もありますが、町長初め行政職の長の基本的な姿勢をお聞きすることも目的の1つでありますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問、大きく分けて行政改革大綱の基本方針について、それからその行政改革の推進体制、あるいはそれに伴う情報公開についての大きく2つの質問かと思っておりますので、まず1点目の基本方針について御説明申し上げます。

昨年策定しました行政改革大綱は、新町建設計画に基づく新町の実現のため、各種行政課題を解決していくため、町が取り組むべきことをあらわしたものであります。本大綱の4項目の基本方針における各重点施策についての御質問であります。

まず、最初の効率の高い行政運営の推進であります。合併後の新しい行政組織・機構についての見直しを図り、行政運営の改善のための再編を定員適正化計画に基づく定員管理の数値目標の着実な達成とともに取り組むことが重要と考えております。

御承知のように、現在の町の組織は、議会事務局、町長部局12課、出納室、教育委員会部局2課で構成されております。合併前の旧町単位において、議会事務局、町長部局7課、出

納室、教育委員会部局１課で構成されていたことを考慮しますと、現状の組織、事務事業を効率のよいものに改善し、町民の皆さんにわかりやすい組織とする見直しへの着手は、優先順位の高いものの１つと考えております。

現在の組織の見直しは、平成22年４月１日の職員数を平成17年４月１日対比12名減の173名とする職員の定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むこととあわせて、改善を進めていけるものと考えております。

また、町の施設についての今後のあり方についても検討し、よりよい効果が出せる施設等へと見直し改善をしていくことが重要と考えます。平成18年度から、キャンプ場、温泉施設、社会福祉施設、産業振興施設の16施設が指定管理者制度による管理運営が始まり、平成19年度から「奥大井もりのくに」に導入することも決定しております。今後は、町の直営施設（山村開発センター・茶茗館・特産品館・ウッドハウスおろくぼ・緑の伝習館・三ツ星天文台・音戯の郷・資料館やまびこ・B & G海洋センター等）の今後の管理のあり方についても検討していかなければならないと考えております。

平成19年度予算において、これらの施設の一般財源は、音戯の郷の場合3,200万円、茶茗館1,430万円、資料館1,040万円など多額なものになっております。それぞれの施設において、今後の施設の存続も含め調査、検討をし、存続する場合については、管理主体等についても検証し、効果的な施設となるよう見直しする必要があると考えております。

次に、新しい行政運営システムへの取り組みですが、行政の生産性の向上を目指し、町の業務内容を見直し、町民の皆さんの行政施策に対する満足度など行政評価制度の導入に向け、進めてまいります。町の総合的かつ計画的な行政を図るため、第１次川根本町総合計画基本構想の策定により、具体的な施策を推進するとともに、これらの施策についての評価を行う取り組みが必要と考えております。平成18年度から、県のNPM（新公共経営）研究会が開始され、先進的に行政評価の手法を取り入れている他市町との研修を重ね、当町においても、平成21年度を目指してシステム導入に向けて準備をしていく予定であります。

３番目として、連携・協力による町民に開かれた行政ですが、今まで行政が主体となって提供されてきたサービスは、人口減少や厳しい財政事情などにより、人・もの・資金などの経営資源は制約に直面しております。今後とも地域を守り、地域づくりを進めていくには、町民・各種団体・企業等との連携がより重要となっております。そのためには、町は今まで以上に情報を発信するとともに、町民の皆さんの意見を募り、まちづくりへの参加・参画への仕組みづくりを進めていくことが必要と考えております。

各種委員会等の会議結果の公表、町広報紙、ホームページの充実による情報の積極的な提供を行い、まちづくり計画等の策定過程において、委員の公募や地区懇談会の開催など、まちづくりへの町民参加・参画の仕組みづくりを続けていくことが重要だと考えております。

最後に、財政の健全化の重点施策、財政健全化についてであります。

地方公共団体の目的は、最少の経費で最大の行政効果を上げることです。地方分権の推進

の中、住民への説明責任、行政評価など透明で公正な行政運営が求められ、地域・町の自立には、地域・町における地方公共団体としての行政能力、自己責任の認識が不可欠となっております。

近年、地方公共団体の行財政運営については、「経営」という言葉で表現されております。健全な行政運営を推進する中で、真に必要な行政サービスを的確に、迅速、効率的かつ経済的な方法で提供することにより、顧客である住民の皆様の満足度を上げていかなければなりません。

中長期的な視点で住民負担の適正化を考えた場合、世代間の公平を確保し、歳入規模、身の丈に応じた中で、その時代の住民ニーズに適合した行政サービス、独自施策を提供できる経営を確立することが重要であり、そのことが財政の健全化だと考えております。

新聞報道等にもございましたけれども、当町の平成17年度決算における人口1人当たりの起債残高は約71万円であり、経常経費比率についても96.2%になっております。過疎あるいは少子化、高齢化が進行している当町にとって、扶助費を初め福祉関係経費についてはこれからも自然増が見込まれるところであります。

合併のメリットを生かし、職員数の削減などを含めた行財政改革は、必要不可欠なものとなっております。最少の経費で最大の効果を発揮させるために必要になるのは、簡素で効率的な行政システムを確立し、住民との協働により、身近な行政運営や地域資源を生かし、住民の暮らしや伝統文化、風土を守る仕組みを構築していくことであります。そのために、経常経費の削減と自主財源の確保を目指した行財政改革が必要であり、住民への説明責任も含めた情報公開、あるいは住民の意見を反映した施策の推進があると考えております。

広報やホームページを充実し、4月に発行を予定している平成19年度予算説明資料の全戸配布や、今年度を実施した町民懇談会を定期的に開催することにより、町の財政事情と仕事内容を住民の皆様に御理解いただき、御意見等を伺う機会をふやすことも重要だと考えております。

起債の中には、地方交付税に算入されるものもあります。交付税措置があることで、起債を活用した、起債に頼った財政運営、施設整備が進められた時代もあったと理解しております。今回の予算編成において、まず検討・議論したのは、町にとって後年度負担も考慮した中で、真に必要な整備、建設事業であるかどうかということであります。住民の皆様に真に必要な事業について、起債本来の目的である世代間の公平を確保するために、起債を活用し、歳入規模、身の丈に応じた健全財政運営を目指していきますので、御理解をお願いいたします。

次に、行政改革推進体制と情報公開の部分であります。

行政改革の推進体制につきましては、昨年、大綱の公表後、助役を委員長とする行財政事務改善委員会を立ち上げ、全職員に問題点、事務改善策の提出を求め、280件余の提出がありました。改善策の内容で多かったものは、組織・事務事業の見直しに関するもの100件、

消耗品等経常経費の削減方法に関するもの60件、職員の服務規範等に関するもの30件、その他であります。これらの問題点を事務改善委員会で検討後、課長職以上の職員で構成する行政改革推進本部での改善策の意識統一を図り、実施・進行管理を進めていく予定であります。事務改善委員会は年4回程度開催を予定しております。

また、19年度有識者等を委員とする行政改革推進委員会を19年6月に設置し、現在のところ委員は10名を想定しております、行政改革大綱実施計画の各項目の取り組み進捗状況を報告し、次年度以降の進捗に向けて、御意見・提言をいただく予定であります。

また、実施状況を随時、町広報、ホームページなどで公表していきたいと考えております。

また、こうした行政改革を進めていくために、それを専門に担当するセクションの設置も考えております。

また、こうした報告は事後に行うものではなく、進行途中にも報告を行いながら、進行の管理もしていかなければならないと考えております。

以上、行政改革と情報公開について答弁をいたしました。

○議長（佐藤公敏君） 教育長。

○教育長（澤村迪男君） 原田議員から質問がありました行政改革大綱にうたわれている行政改革の基本方針の中、効率の高い行政運営の推進に関する重点施策に関して、教育委員会に関する施策についてのお答えをします。

教育委員会としましても、行政改革の必要性について深く認識しております。町で策定した行政改革大綱に基づき、課題に取り組む計画であります。効率の高い行政運営を推進するため、組織機構の見直しや教育委員会が所管する施設の経常経費の削減に努めるとともに、管理運営の今後のあり方について検討し、よりよい運営ができるよう努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） それでは、一問一答ということですのでお願いをしたいと思います。町長の答弁の中で、最後に行政改革推進体制及び広報のあり方についての説明がありましたが、実はこの件につきまして、一昨年の12月、最初の議会のときに、私は川根本町行政改革大綱という策定計画はどのように進めていくのかという質問をしたときに、町長の答弁としましては、行政改革大綱につきましては、行政内部の組織として行政事務改善委員会を設置し、調査、検討した後、執権者を委員に加えた行政改革検討委員会を設立して策定していきますと。行政は身近に必要なことから、2町の合併の方向を推進してまいりましたが、こういったことも、行政検討委員会の中にいろいろな立場の人が入って検討をして、時間をかけても合意形成をしていくことが重要であると、こういうふうに述べておられます。

そして、18年度において川根本町総合計画の策定を行うこととしておりますので、相互に整合性を図りながら改革の推進を進めていきたいと、こういう答弁がありましたが、先ほどの説明ですと、行政内部の職員から提案を280件ほど受けて、それを事務改善委員会に諮っ

て策定をしてきたということでありました。前回の私の質問では、初めに住民ないしは外部からの意見を入れた計画をしていきたいということであったわけなんです、この辺の違いが出てまいります。その辺の違いと、これからどのように進めていこうとしているのかを、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 策定前の手続は、先ほど議会で答弁したとおりであり、策定後のその生かす仕組みとして今述べたことでありますので、策定前と策定後の違いということで御理解を願いたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 初めに行政改革検討委員会を、執権者を委員に加えた行政改革検討委員会を設立して策定するというものであります。要するに、行政改革というのは、当然ながら行政内部からの改革というのが基本となるんでしょう。しかし、それに対する注文、意見、提案というものは、これは住民側からの要望といいますか意見が相当多かろうと思うわけで、当時、1年ちょっと前の議会ではそういったことで行政改革検討委員会を先に設立してやっていきたいということだったんですが、そうでなかったということから、これからどのように住民ないしは執権者の意見を取り込んでいくのか。ですから、行革大綱が今つくられたということで、これをもとにしてやっていくというだけでなく、これを修正、改正していくということも必要ではないかというふうに思います。その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） つくるまでに、そうした職員の意見、あるいは執権者の意見を参考にしてこの大綱をつくったと。つくっただけでは実行性がないので、職員の提案も受けながら、あるいは今後の進行管理をそうした検討委員会に、さまざまなレベルの検討委員会を経ながらやっていくということで、これはこれからしっかり実のあるものにするためにやっていくと考えております。

特に、こうした質の高い行政運営というのは、現状を把握すること、それからそれを取り巻く環境、いわゆる幅広い意味では環境把握をしっかりとすること、それによって次の展開が生まれてくると思いますので、さまざまなレベル、あるいは現場を預かっている担当レベル、あるいは掌握している課長レベル、そして町民のさまざまな分野の代表の方、そうした分野の意見、さまざまな段階を経て実行をしていきたいと。それから、先ほどちょっと答弁にも言いましたように、それを実現するためには、例えば年度末にこういうことをしましたという報告だけではなかなか前に進まない。途中で今現在こういう状況でありますと、それに対して進行管理をしっかりとしながら、そこでまた年度途中で御意見をいただきながら、その後半の改革を進めていく、そういったことの繰り返しをしながら、物事を進めていきたいと考えております。

それともう1点、行政改革というのは主に役場、もちろん町民にも直接関係することですけれども、役場内の仕組みというのが大きな部分を占めますけれども、現在、町の総合計画がほぼ策定の段階に来ておりますので、そういったものを一つの基本的な方向づけの核として、こうした行政改革を進めていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 確認をさせていただきたいんですが、行政改革大綱という、これは一つの骨組み、それに続く改革プランというのがありまして、その大綱そのものの本分といたしますか、基本線は大綱でありますけれども、改革プランの方については、今後執権者の意見等を入れながら、フォローアップしながら修正・改正もあり得ると、こういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） もちろんこれは、さまざまな状況、先ほども言いましたように環境も変化してまいりますので、それを当然修正しながら、その時点で最善のプランを持っていく、あるいは基本的な考え方を持っていくということで、当然修正もありでございます。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） はい、わかりました。進め方についてはそのようによろしくお願ひしたいと思いますが、そういったことから、実はこの集中改革プランを見させていただいたときに、まだまだ落ちているといいますか、非常に難しい問題ではあると思いますが、今後重要な課題であろうと思われるところにメスが入っていないということで、感じている点が何点かあります。その辺を御質問をしていきたいと思っております。

まず、行政改革といいますと、一般的にイメージとしてむだを省くとか効率を上げるとか、経費の節減をするとか、マイナーな要素といいますか、そんなようなふうな感じがあるわけなんです、私はこの川根本町というこの町は、やはり非常に特徴のあるまちづくりが今後できていくのではなかろうかと期待をしております。

2年後の静岡空港の開港、その後の第2東名五和インターの供用開始などから、この地域も、商工観光分野を含めて、さまざまな分野に環境変化が生じてくるものと思われます。それに伴う行政需要に応じられる体制整備が必要であるという、この辺をやっぱり大きな行政改革というところでとらえていただきたいというふうに思うわけなんです、町のイメージ、誇りといいましょうか、お茶の町、森林の町、温泉の町、カヌーの町、これらをひくくった観光のまちづくり、こういったところが我が町のテーマではなかろうかと思えます。

それと相まって、急激な人口流出、生産人口の減少などから派生する問題への取り組み、こういったものも重要な課題でありましょう。思い切った行政改革が必要でありますけれども、日本の財政事情からも、だれもが相当なメスを入れていかなければならないというふうに感じていると思いますが、どうせやろうとするなら、住民も役場の職員も地域も、みんな

元気が出るような形でやっていくべきだと私は思います。そういう意味で、役場は一層の横のつながりを深めた連携による問題解決の場が必要だと思いますが、今、重要な案件は課を横断していろいろな形で協議がされていると思いますが、どんな形で横のつながりというものをつくってやっていくかということを、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 総括的な質問ですので、私の答えも少し総括的になりますけれども、お許しいただきたいと思います。

現在、19年度の予算編成で事務事業の見直しをずっとやってきました。これはもう何回も説明しているように、やはりいろいろな意味で膨らんだ部分があって、それをやはり身の丈に応じた、収入に応じた財政にしようということで、そうした事務事業の見直しをやって、基本的には支出の削減という方向でやってきましたけれども、やはりこれには限界があるだろうと考えております。もちろんまだ来年度、20年度予算編成においてもこうした流れは続いていきますが、これをずっとやっても、議員おっしゃるように町の資源を活用するような発展はないと考えております。

したがって、これから基本的な役場の方向としては、成果にこだわっていく、いわゆるどういう町にしたいんだ、あるいはどういった状況にしたいんだというその成果をしっかりと、こういう町にしたいんだというその目標を定めて、それに向かって作戦を立てていく、そういったことがまず大事だろうというふうに思っております。

したがって、どのような目的のためにどういう体制をとっていくのか、それを中間でいつもチェックしながら、その目標を達成するために何が足りないのか、どういった組織を強化しなければならないのか、そういったことを、先ほど議員おっしゃったように、課を横断した形でやっていかなければならん、そんなふうに思っております。よく組織のフラット化ということを言われておりますけれども、県もそうした方向で進んでおりますけれども、やはり役場としても、この目標を達成するためにはどういった作戦を立て、その作戦を遂行するためにはどういう人材を投入していかなければならないのか、そういった方向に役場の流れを変えていかなければならない、そんなふうに思っております。

例えばの例でありますけれども、健康分野では受診率というのが一つの目標になって、受診率を上げましょうということで、そうしたことを役場全体、課を挙げてやってきたわけですが、これからは受診率ではなくて、いかに健康な町民をつくっていくのか、あるいは病気になる住民を減らすのか、そういった目標を立てて、そのためにはこの課は何をするのか、この課は何をするのか、そういった流れをつくっていかなければ、受診率が上がったから役場としての一定の責任を果たしたという時代は終わっていると思います。

例えば、山にしていえば間伐率、間伐した面積が問題ではなくて、いかに健全な森をつくるのか、そういう目標を設定していかなければ、今はともすれば何ヘクタール間伐しました、あるいは必要な間伐の何割をしましたということで一つの成果としてきましたけれども、こ

れからは健全な森をつくる、その健全な森の指標も問題ですけれども、それに向かって何をしなければならないのか、あるいはそれに行政のみではなくて、各民間、あるいは所有者、あるいは林業団体が何をしなければならないか、そういう作戦を立ててそれを遂行していく、そういう行政運営をしていきたい。それがいわゆる先ほど言ったNPMにつながることでありますけれども、そういった役場の組織、あるいはフラット化をしていければと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 今、非常に示唆に富んだお話があったように思います。成果にこだわった取り組み、そのとおりだと思いますが、その前に、今、目標をよく設定した形で成果にこだわっていただきたいというふうに思うわけなんです、まさに課を横断して取り組むべき事業、既に平成18年度を振り返ってみましても、もっと課を横断して川根本町役所の総合力で対応してくれなかったのかと悔やまれる場面も幾つかありました。

あえて私は申し上げますと、総合支所の建設計画の中に、この構造物を構造をどういう形でやっていくかという話題になったときに、木造建築というものがこの地に最もふさわしいというような提案を、私ほか同僚議員もしましたけれども、結果的に木造はあきらめるといようなことを聞きまして、非常に残念な思いをしたわけであります。

なぜかといいますと、これは木を使うということは、この地域の森林資源の活用、それからこれをもとにした地域の木材産業の覇気にかかわる産業全体の交流にも貢献するのではなかろうか。町をPRするにも絶好のチャンスではなかろうか。雇用を生む絶好のチャンスではなかろうか。いろいろな波及効果、生産性、再生産性を考えると、そういう取り組みが必要ではなかったか。そうしますと、庁舎を建設するという一つの担当課だけがこれにかかわるのではなくて、横断した形で森林産業というところに大きくかかわっております産業課だとか、あるいは建物に精通しております建設課とか、こういったところが、少なくとも横断的にこれにかかわるべきであったと思います。

そんな意味で、これからもこういった事例にはこういう形の取り組みをしていていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） いわゆる役場の仕事、公共経営というか、そういったことを考える中で、やはり大きくくると、より低コストでより高水準な成果を出していかななくてはならないという、そういった考えの中で、この総合支所の建設計画にも携わりました。これは委員会を経て合意をいただいているものでありますので、決してどこかの一部の考えだけで最終的な方向が固まってきたということではございませんけれども、やはり当初の考え方として、さまざまなこの総合支所に対する思いというのがあり、あるいは時期的な、早期にという思いもあり、また本来の行政の拠点としての機能、あるいは防災の施設の充実、さまざまな要望がある中で建設が進められたことであります。

したがって、これだけを突出してやればいいという話ではないものですから、それをいろいろな提案をさせていただきながら、あるいは建物自体の制約等もございますので、そういったものをいただきながら、現在の形に落ちついたというふうに思っております。

議員の御指摘の中で、木造をあきらめたというような表現がございましたけれども、我々としては基本的な構造、中心的な構造は鉄骨を使いますけれども、当然その他の部材に関しては、議会全体の御指摘もあったように木造化ということ、あるいは森と水の町でありますので、木を使っていくということは、これからの基本設計の中で十分反映できるものと考えておりますし、していかなければならないと考えております。

また、例えば木のモデルケース、これは木のモデル住宅、モデルケースとして木を使うことが目的という、そういった性格のものに関しては、当然前提として木があるわけですが、先ほど言いましたように総合支所というのはさまざまな機能、そしてさまざまな思い、そして時期的な制約もあるものですから、もちろん資金的な面もございますので、そういった意味で現在の形に落ちついているというふうに考えております。当然、今後考えるときに木の町でありますので、木を使ったもの、そういったものはさまざまな分野で今までも使ってきましたし、これからも使っていかなければならんと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） はい、ありがとうございます。

そのように、ぜひ今後は、もっともっと初めの段階からそういったような建物を建てるという目的だけではなくて、産業の振興、地域の振興というものがそこに大きくかかってくるんだということで、全課を挙げて、全課横断ぐらいの形で、ぜひこういったものをテーマに取り組んでいていただきたいと思いますが、役場の組織の話になりましたので、組織のことでもうちょっとお聞きをしたいことがあります。

実は、先日の静岡新聞の記事に、川根本町が幾つか地方自治の財政事情の問題点の中から、おかしい意味でPRがされているということで、その1つの事例に、川根本町は経常収支比率がワースト1、住民1,000人当たりの職員数が18.7人で、県内断トツの川根本町であります。こんなようなことが書かれておりました。こういったようなことに対しましても、住民のだれしませんが、もうちょっと何とかならないのかなというような感想は持っておると思います。平成19年度の予算も、56億2,000万円のうちの25%が人件費でとられてしまっているという、これも今後こういったものは解決をしていく必要があるわけなんです、考えてみる必要があるわけなんです、今の役場の職員の仕事のあり方といいますか、業務の仕方、これについて、似たような課が総合支所と本庁にあると。例えば健康増進課と保健福祉課でしたか、あの2つの似たような課がありますが、こういったようなものは、やはり窓口は2つであっても、課長ぐらいのところへ行きますと1つに絞られていくというような形の組織が、まず当たり前ではないかというようにも思うわけなんです。そのためには、例えば課長の権限を係長に権限移譲するとか、いろいろな措置は必要かと思ひますし、その間のコミュ

ニケーション、仕事のやり方も改善が必要だと思いますが、その辺のところについて、今後どんなような考え方を持っているかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 定員適正化計画の中で、将来10年後の予想を140人クラスというふうに想定しておりますし、実際退職不補充ではございませんが、限定的な採用をしていけばそういう形になっていくと考えております。したがって、そういった状態を想定すると、先ほども申し上げたように、現在の課の体制を維持するのは無理だろうというふうに考えておりますし、その全体の人数にあわせた、より効率の高い体制を組んでいかなければならない、そんなふうに思っております。

ただ、川根本町は、御承知のとおり合併を経て、また面積も大変広い地域でございますので、我々の目的は住民福祉の向上、あるいは住民を守るためであります。そういうことを考えていけば、ただ行政効率のみで組織再編ではなく、住民の気持ち、あるいはそうした経過措置というものを十分踏まえた中で組織改変はしていかなければならないというふうに思っております。

そういうことを考えれば、順次交通網の整備とか、あるいはそうした全体的な、国も含めて行政の流れをしっかりと見届けながら、適切にその再編を進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 私は企業の出身でありますので、こういった組織についてもいろいろな形でかかわってきたことがあるものですから、その一つの手法といいますか、そんなことも述べながらの意見提案をしてみたいと思うんですが、企業に限らず団体は、こういった組織をどうしたらいいのかという、常にそういった問題を抱えながらの毎日があるわけなんです。例えば1つの営業所が廃止されたということになりますと、その人をどうするかということになりますと、その人のポストといいますか仕事といいますか、これを考える必要があるわけです。

その場合に、私は本町の場合もそうだと思うのですが、単純に単なる組織をスリム化して、そこに余剰人員が出たらリストラする、首を切るなんていうことは到底許されるものではありませんし、これはまた大切な人材であるわけですから、いかにその人材に活躍してもらうかという場をつくっていく必要があるかと思うわけです。これは企業もほかの団体も全く一緒だと思うんですが、私がスリム化しなければならないというのは、私はこの町には、先ほど申し上げましたようにたくさんの課題があると、観光行政にしても森林行政にしても、お茶にしても温泉にしても、たくさんの課題を持っていながらなかなか遅々として進んでいかない。

そういったときに、この人材をどのように充てていくかということを考えていったときに、早急にスリム化して、人を余剰と言っては失礼なんです。そのライン業務から外して、そしてスタッフ業務についていただく。そのスタッフ業務というのは、今言いましたような諸

課題に対応するグループとか課というものをスタッフとしてつくって、そこで集中的に対応していただく、こんなような方法もあろうかと思います。そんなような形で、この町が抱えている課題に早急に対応する必要があるかと思っています。

ですから、頭数だけで自然減を待って、それに合わせた仕事のやり方を考えるのではなくて、私の申し上げているような、こんなような取り組みも必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 議員は企業の御出身でありますので、そうした企業経営との違いに、こうしたいいわゆる公共経営のもどかしさを感じていることと思います。もちろんそれは私も理解しております。

ただ、現在、企業の経営と我々公共経営との違いというのは、やはり成果を出すのは住民というのが大前提にあります。企業の場合は、その成果を出すのが企業そのものだと私は考えております。また、企業というのは一つの目的があって、その遂行のために組織体制があって、当然さまざまな臨機応変にできると。行政の場合は、その対象というのが、さまざまな現象が随時発生してそれに即対応していかなければならないという、その目的を一つに絞り込める企業と、どうした問題が発生して、それをまたすぐ解決するという、その成果も出していかなければならない、そこに若干違いがあるだろうというふうに思っております。

私は、まだ合併に伴うさまざまな調整過程にあると感じておりますので、現在の課の体制も、決して先に課の体制があるのではなくて、そのさまざまな課題を解決するためには、現在の課の体制というのは、ある一定の期間は必要だろうという認識を持っております。少なくとも課題が出たら、すぐそれに飛びついて、何らかの方向を出していかなければならない行政の責任がありますので、そうした体制は維持していかなければならないと思っております。

ただし、先ほど言ったように、それをずっとやれるような状態ではありませんので、随時それを切りかえていかなければならないと思いますけれども、とにかく町民というものがあって、それを守るために常に課題が出たらそれについてそれをつぶしていく、あるいはそれを改善していく、そういう組織というのは現時点では必要だろうと考えて、こういう課の体制をとっております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 私は、ほかの市町村で「すぐやる課」とか、すぐに即応体制をとるような、ライン的な業務でない、やはり待機をしているといいますかスタッフといいますか、そんなようなチームをつくっている自治体を見たことがあります。島田市でもそうでありました。

私が申し上げたいのは、今25%の人件費がかかっているという、私は、例えばの話ですが25%のうち、通常の役所の仕事、普通の一般の役所の仕事をしているのはそのうちの何%で、

そのうちの何%はほかとは違った取り組みをしているこの当町の体制なんだから、25%の人件費というのは特に高いものではないんだと言って胸に誇れるような、そういう役場内の体制をとることも必要ではないか、そんなふうな思いもするものですから、やはり企業経営というようなものも相当参考にさせていただきながら、町長御自身もことしの予算編成の折には経営感覚という、経営という言葉を使っておられます。先ほどの話の中に、成果という言葉も使っておられます。まさに企業経営の感覚であろうかと思えますので、そういったところをもっと進めていっていただきたいなと思います。

教育長にお聞きしたいんですが、現在30名の教育委員会の職員が5年後に1名減の29名という定員計画になっております。これは1名減、今30名ですが、要するに29名、やっぱり5年後も必要だという御認識でしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 教育長。

○教育長（澤村迪男君） 現在が30名ですので、30名で非常にたくさんいる、多過ぎて困っているという状況ではもちろんありません。もうちょっと人を欲しい部分も確かにあります。そういうことを考えると、5年後1名減というのは適切な数かと考えます。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） この適正化計画の資料の中には、類似団体だとか、あるいはモデルだとか、こういった試算がありまして、教育委員会につきましては、私どもの町と似たようなところだと、30名でなくて二十数名だというくらいの試算があるというようにも、この数字が出ております。

私は、今一生懸命これから行政改革に取り組もうということであれば、先ほど町長が言われました成果ということを考える、その前に目標というものがある。そうすると、30名が一生懸命努力して、1名減何とかこぎつけていこうと。私は、これはもうちょっと努力する必要があるのではなかろうかという感じがしているものですから、こういうふうにお話をさせてもらいました。

例えばこれが3名減くらいまで一生懸命やった、その3名はどうするかといいますと、特別行政職、教育委員会のところではなくて、その役場の中のほかの仕事についていただくとか、例えばそんなような方法もあって、教育委員会の中で、自然減を考えていくと1名退職していきますから29名ですと、こういうことであってはならないというふうに思いましたものですからお聞きしましたけれども、もう一度確認をいたします。

○議長（佐藤公敏君） 教育長。

○教育長（澤村迪男君） 教育委員会の職員には、各学校へ配置されている人間、それからそれぞれの施設へ行っている職員も含まれますので、現状この数なんですけれども、例えて言いますと、これから施設の方が統合とかなんとかということになってくれば、当然減っていくことになる可能性としてはあるのではないかと、こんなふうに思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 教育長に対する質問ですが、全体的なこともかかわりますので、私の方から補足説明をさせていただきます。

この30名というのは、やはり今言った学校へ派遣あるいは給食センターと、さまざまな施設に分かれております。その施設そのもののあり方というのも検討しながら、全体的な定員というのは考えていきたいと考えております。

それからもう一つ、これはもう前々から言っておりますけれども、安心・安全の部分、そして子育ても含めて教育、そうした子供たちに係る部分、そして福祉の部分、こうしたものは町の根幹にかかわる当然やるべきものだというふうに考えておりますので、そこにやはり地域としてある程度の重点的な投資をしていかなければならない、逆にそれが本当に絞り込んだところの公共経営の任務ではないかというふうに私は思っておりますので、そこにそういう意味での予算配分の仕方というのも考慮しながら、適正な人員配置をしていきたいと考えております。

また、その余分とは言っておりますけれども、そういったものをどこかに集約するということに関しては、さまざまな分野で、現在の184人の体制がこのまま続くわけではないので、今184人で仕事を回すというような、そういう流れをつくってはいけないということで、さまざまなところへも職員を派遣していく流れをつくっておりますし、もちろん県にも研修に行かせております。そういった形で、184人体制の役場の体制はつくってはいけないというふうに考えております。

当然集約する部分があれば、そこに人材を派遣していく。例えば、それぞれ仕事もあったわけですが、ホームページの方がどうしても大事だということで専従の職員もつくりましたし、あるいは今後グリーンツーリズム、そういったことを専門にやる部署も担当としてつくっていかねばならないだろうと。さまざまなそうした新しい業務に対する職員の配置というのは、議員御指摘のとおり考えていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 役場の組織につきましては、もう一つ提案させてもらいたいと思いますが、先ほどから申し上げておりますように、私は役場本来の、従来からのといいますか、役所としての一般的な仕事のやり方と、もう一つ、この我が町が抱えている課題といいますか新しいテーマといいますか、そういったところへ取り組む体制を強固にしていかなければならないということから、なるべく人員を今のラインから外して、そして新しい仕事についてくれるような形をとっていただければと思うんですが、例えば話を言いますと、静岡空港に私は非常にこだわるわけなんです、そのときにアジアから、あるいは北海道から沖縄から、お客さんにこちらに来てもらいたい、そのために何をするかということ、たくさんの用意をする仕事がありますが、まだほとんど手がつかないような状態になっている。私は非常にこれを心配しております。

ですから、なるべく早くにこれに着手してもらって、もう既に静岡空港開港までに2年を

切ってしまうという状態に今なおあるものですから、ぜひそういったところへ手をつけていっていただければと。ですから営業マンになったり、あるいはすぐやる課の外へ出ていく人になったり、いろいろな形で役所の外へどんどん出ていく、外向していく、もうこんなような形のこんなようなスタイルの役場であってもいいのではないかと、そのように思います。

時間が余りないですか、あるですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 役場の職員というのがやはり率先して物事を進めていくということは、これは前から言っておりますけれども、やはり人的な資源にも限りがありますので、そしてその成果を出すのは役場の職員ではなくて、やっぱり町民でなければならないと私は思っております。

したがって、我々としては、もちろん率先して汗をかきますけれども、仕組みづくり、あるいは後ろからバックアップする、当然のことながら情報提供する、あるいはある部分では基盤整備等の資金的な支えもする、そういったところでありますので、やはり役場の職員がすべてのことに対してすべてのことをカバーするということは無理な話であります。したがって、これからは協働という部分が大事になってくると。新しいそういった協働の分野を膨らませていくことがこれからのまちづくりになっておりますので、当然我々が仕組みをつくる、あるいは仕掛けをするということはやっていかなければならない。でも、それを受けとめ成果を出していくのは町民であろうと。そういうまちづくりというのを総合計画をもとにしながらつくっていききたいと。議員のおっしゃるところの意向は、そういった形で実現していければと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 我が町は9,000人をどんどん切っていくような町になっております。人材を欲しいわけなんです、こういった人口減少の中ではなかなか難しく、そちらの方も難しくなってくる。住民と協働で仕事を、まちづくりを進めていくという町長のお考えはもちろん悪くないわけで、当たり前でありますけれども、それができればいいわけですが、むしろ役場側の方に人材がまだあるという今の時点、もうちょっとまだ人材を抱えておられる時間の間に、やっぱりまちづくりの体制をつくっていく。その先頭に立つ方々は、やっぱり役場の相当なレベルを持った人たちが前へ出ていかないと、まちづくりもできていけないのではないかと思いますので、ぜひそんなふうな取り組みをもう一度考えていただきたいというふうに思います。

残りの時間が少なくなっておりますので、財政に関するところに入っていきたいと思いますが、後ほどの同僚議員の中に、その財政に関する御質問があらうかと思っておりますので、そちらの方からの御質問にゆだねるところもあらうかと思いますが、1点だけ御質問をしていきたいと思っております。

事例としまして、今、若者定住住宅が推進されておりますが、この若者定住住宅、家族向

けの住宅が平成19年で完了するという見込ですが、その後に控えております単身者向けの住宅建設というのがあります。私は、この財政困窮をしてきている今、そしてこれからの若者の動向、こういったようなことを考えていったときに、計画どおり進めていく必要があるのかということが1つ疑問にあります。限られた財政をどのように使っていくかということもあります。むしろ方向転換といいですか、途中100%ではないんですが単身者向けというのは、これは今は中断をし、別の形のものに切りかえていく必要もあろうかなとも思っております。その点いかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 若者定住住宅も、当初は本当に最後まで資金がもつかというような心配もしたわけですが、合併交付金等のそうした資金的なものもありまして、順調に進んでいくことはうれしい限りであります。また、募集に関しても、常に定員をオーバーする募集があって、いわゆる少子化対策の一環にもなっているということで、本来の目的が、少しではありますが達成しつつあるのかなと感じているところであります。

現在、議員の御指摘の単身住宅をどうするかということに関しては、当然役場庁内でも議論になっているところであります。そしてまた、さまざまな今後の住民の方々の意見を聞く場をいただきながら、どうするのか、最終的に計画どおりでいくのか、あるいはそうした募集がまだオーバーしている状況の中で家族向けを考えていくのか、そういったことについても十分議論をした上で方向を出していきたいと考えております。

先ほど言いましたように、住民のための、あるいは町の活性化のための住宅でありますので、それが一番成果が出やすい方策をとっていききたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） そのようなところに、今検討が入っているということを、ぜひ議論を深めていただきたいと思うんですが、私はこの民間活力ということがこの地にも相当必要ではなかろうか、今後も一層必要になってくるのではなかろうかと思うんですが、意外に今度の行政改革大綱の中にはそれが少ないような、取り組みが少ないような感じを受けます。

民間活力といいますのは、やはり具体的にいいますと企業誘致、工場誘致と、こんなふうな形になってよいかなと思います。我が町に余剰の土地があるならば、その土地を有効活用して、せめて土地造成をして企業誘致を図る。そんなような取り組みも必要ではなかろうか。また、若者定住ということになりますと、これもまた民間活力、民間のアパートづくりを奨励し、むしろこの地に本当に、しんから定住をしていきたいという若者がもしいるようでしたら、その若者に対する支援措置というようなものを、その民間アパートに対する家賃の補てんというような形で協力をしていくといいですか、支援をしていくという方法も一つにはあろうかと思います。

いずれにしても、その民間というものをどのように使っていこうかというような、その辺のお考えを持っておりましたら、お聞かせ願いたいと思います。それで、私の時間が精いつ

ぱいになると思いますので、質問を終わらせてもらいます。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） きょうの議員の主題は行政改革大綱であります。これは当然名前のとおり、行政がどう今後組織の効率化を図っていくかということが主眼でございますので、いわゆる企業の部分というのは特に明記してございません。これは総合計画の中で、後ほどまた質問がありますけれども、企業との連携、あるいは新たな公づくりという部分で、当然そういうものを意識してまちづくりを進めていくと考えております。官と民という2つに分けてありますけれども、民の中の大きなものは、住民と企業、この2つがあると思っております。両方ともこれからのパートナーシップを組む上で大事な存在と考えております。これは町内に限らず、県内あるいは国内を含めたさまざまなそうしたものと連携していかなければ、我々こうした人口も限られておりますので、町外との連携でまちづくりを進めていきたい、その方針は議員御指摘のとおりでございます。

また、町内のさまざまな企業活動をされている方、今住宅の話が出ましたが、そういったことも、当然これからパートナーシップを組んで限られた資源を有効に活用してまちづくりをしていく、そういったことは大事な相手と考えておりますので、さまざまな連携を組んでいきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） これで、原田全修君の一般質問を終わります。

次に、中田隆幸君、発言を許します。2番、中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） 2番、中田です。

通告に従いまして、大きく分けて2点の質問をさせていただきます。

1点は、昨年行われました川根本町におきましては名前を売った大きな3大イベントがありましたが、その事業に対し、町内におきましての相乗効果がどれほどあったのか、これを数字的に述べていただきたいと、こう思っております。

それこそ、この議会の冒頭に町長のあいさつの中で、接岨湖フェスティバル、またお茶まつりには2万人以上の参加者があったと、こういうことを喜んでおりますが、この2万人来ていただいた中でどれほどここの土地の企業に利潤があったのか、また日本的に有名なこのお茶まつりがどれだけ生産者に潤いを持たせたのかという点を、数字的に示していただきたいと、これが1点であります。

もう1点は、それこそ路線バスの運行につきましては、まだいろいろな問題点があると思いますが、福祉タクシーの運行を行っていききたいと、これを昨年9月の定例会に、森議員の質問に対しましてやっております。福祉タクシーは優先順位が高いから、早期運行を担当に指示しておりますと、こういう答弁をいただいておりますので、この現時点の進行状況と、今後の実施計画等をお願いしたいと、こう思っております。それこそ私の町には山間地域におりまして年寄りがあります。その方が、やはり子供も遠くに行っているものですから、足がないと、こう言っているのを、現段階では普通のタクシーで行きますと、かなりの金額が

かかりますので、この早期実現のためにどのようにやっているのかをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） それでは、中田議員の質問、大きく2つありますので、3大イベントに関してからお答えいたします。

数的に示していただきたいというような御指摘でございます。

まず最初に、前提として、こうしたイベントというのは、その効果というのは短期的なもの、あるいは中長期的なものと分かれています。それともう一つは、数的にあわせるものと数字ではあわせるないものがあるというふうにとらえております。また、住民に与える影響も、その数的なものと同時に自分たちの資源の豊かさを感じる、あるいはそれを誇りに思う、そうしたものもあるというふうに私は考えております。

しかしながら、このイベントに関しては、多額の税金というか公費を使っておりますので、そうした波及的な効果を見逃してやるわけにはいかないと。そういった意味で、その数的なものもしっかり押さえていかなければならないと思いますので、そういった意味も御理解をさせていただきたいと思います。

それでは、まず最初に「森と湖に親しむつどい2006 奥大井接岨湖フェスティバル」は、「大いなる水と、南アルプスの豊かな森を、人へ、未来へ」をテーマとして、目的として長島ダム及び周辺地域の魅力を全国に広くPRすることによって、治水治山、森林の整備等の重要性について関心を深めていただくとともに、水源地域及び大井川流域地域の活性化を図るということで開催しております。主催は全国行事現地実行委員会のメンバー、静岡県、静岡市と大井川長島ダム流域連携協議会7市5町であります。島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市の7市と、岡部町、大井川町、吉田町、川根町、当町川根本町の5町であります。それに土地改良区、水利用組合、あるいは中部電力、森林組合おおいがわ、農林水産省、林野庁、国土交通省などが主催となっております。事務局は川根本町と長島ダム管理所が担当し、7月29日、30日の2日間開催したことは御承知のとおりであります。来場者は2万人を超しております。

またアンケートによると、来場者の内訳は、県内では地元の方はもちろんのこと、静岡市、浜松市、島田市、藤枝市から、県外は愛知県、神奈川県からの方が多数を占めております。

町内の宿泊施設の利用ですが、このイベントにかかわるもので数字が出ているものでは320名の宿泊があり、料金収入は290万円でございます。

また、長島ダムの堤体を会場とした46ブースのうち、「大井川流域 森と湖の物産展」においては、静岡市や流域市町から27の物産販売ブースが出店し、このうち本町からの出店は17ブースでありました。物産販売の総売上額が約320万円あり、このうち本町の出店の売り上げは240万円余となっております。

また、町内業者に支払われたものとして、さまざまな開催イベント経費がございます。その中で約250万円となっております。

また、これを契機として、フォローアップ事業として19、20年度に、もりみず守り隊の育成の事業、あるいは水源涵養林の保育体験の事業、そして物産展を中心とした流域連携のイベント等が予定されております。

先ほど、冒頭言いましたように、多くの方々に奥大井の自然やあるいはダムに親しんでいただき、この自分たちの住んでいる志太・榛原・小笠の水資源がここではぐくまれ、そして供給されていることを知っていただいた、そうした大きな成果もいただいております。

また、川根本町の森を含めた全体の様子、そして大井川の現状というのも多くの方に知っていただいたのも大きな成果と考えております。また、このフェスティバルを契機に、こうした連携が進み、大井川流域の環境改善、あるいは連携が進んでいくと考えております。

2 番目のイベントであります。

文部科学大臣杯日本カヌージュニア選手権大会ですが、この地域に与えた経済的な効果としましては、観光協会や商工会等に受け入れ関係を協力していただいた、こうした経費が大きいものであります。

観光協会を通じて旅館等に支払われた選手・役員宿泊代が1,440万円、大会期間中の選手・役員等の食事代、いわゆる弁当代が280万円となっております。

このほか、燃料や会場準備等町内業者に支払った経費を合計しますと、総額で約1,880万円の経済効果があったと考えております。

また、大会運営に当たっては、川根高校生や町民ボランティア初め、多くの方々の協力を得ながら実施いたしました。

また、競技施設の工事費等も大きな金額がかかり、総額で1,280万円の町費をかけております。したがって、今後の活用としては、費用対効果をよく検討した上で、大会開催については判断をしていきたいと考えております。

また、当然川根高校の大活躍もあり、本当にカヌーのすばらしさ、そして皆様に元気を与えてくれた、そういった大きな効果もあったと考えております。

3 番目の全国お茶まつり静岡大会であります。

御承知のとおり、11月10日、11日の両日に開催された第60回全国お茶まつり静岡大会は、従前の全国お茶まつりの枠にとどまらず、消費者が持つ「静岡茶イコールやぶきた深蒸し茶」とは違った、新たな魅力を持った「お茶のくに しずおか」が誇る山のお茶をPRすべく、本県では初の中山間地である本町を会場に開催されたものであります。

初日は絶好の秋晴れのもとで開催となりましたが、2 日目はあいにくの雨模様の天候であったにもかかわらず、目標来場者数の2 万人を上回る2 万2,000人余の来場をしていただくことができました。これがまず最大の効果と考えております。

また、大会を通して寄せられた意見として、茶生産者だけでなく茶流通業者、関係業者等

からは、過去最も一般消費者の来場が多く、茶業界と消費者が直接触れ合うことができ、今後の全国お茶まつりの方向性を示す上でも大変意義のある大会となった旨の言葉や、「さすが川根」といった声も多くの方から聞いております。

また、各地から御来場された消費者の方々からも、「本場の川根茶を味わうことができ大変楽しかった」といった声を多数聞いておりますし、大会後の数々のホームページ、ブログ等においても、多くの書き込みで取り上げられておりました。

数字的な一例を申し上げますと、町が主催した一分庵での川根茶体験では、2日間で1,000名余の方に本町が誇る川根茶を堪能していただき、大いに川根茶のPRになったと自負しております。

また、大会当日、出展者、スタッフ等に手配された弁当等が2日間で約1,000食、町内より御出展いただいた5社の売り上げが、それぞれ2日間で約30万から60万、全体の売り上げが約170万円であったとの報告を受けております。いずれの出展者も当初の見込額を上回る売り上げであっただけでなく、お茶まつり終了後、商談が進んだ出展者があったとも聞いております。

さらに、大会期間中の下泉駅における売上額が、通常は2万円程度であるものが60万円程度の売り上げとなり、特に大会初日の10日に下泉駅をおり立った人は600人を超える人数であったとの報告を受けております。

大会全体の経済波及効果を推計すると、来場者2万2,000人の内訳を、町外者75%、1万6,500人、町内5,500人、25%とし、それぞれ1人当たりの消費額を交通費、滞在費等による観光消費額を参考に試算すると、1人当たりの消費額が、町外よりの来場者8,900円、町内2,000円とし、全体の消費額は1億5,785万円と推計されます。

大会開催に伴う運営経費が、県実行委員会、町事業分全体で約5,500万円ありますので、経済波及効果は1億285万円と推計されますが、この大会を開催する一番の目的は、茶業関係者が総力を結集し各種事業を展開することにより、茶の生産改善と消費拡大を図り、我が国の茶業の発展に資することであり、さらには川根茶、並びに本町を全国にアピールすることが最大のイベント効果であると認識しております。

したがって、今回の第60回全国お茶まつり静岡大会は、大会の目的に沿ったものであり、さらには茶業会、茶流通業者等だけでなく多くの消費者に対して、ダイレクトに川根茶、川根本町のPRが図れたことは、直接的な経済効果を補っても余りある大きな経済効果があったと認識しております。

今後もこの第60回お茶まつり静岡大会を契機として、さらなる茶業振興を推進していきたいと考えております。

以上がイベント関係でございます。

続きまして、福祉タクシーの進捗状況について御答弁申し上げます。

旧中川根町から継続する外出支援サービス事業については、平成16年10月運行開始以来2

年4カ月を経過し、平成19年2月末日現在、登録者数606人、平成19年2月末までの平成18年度延べ利用者数1,400人の状況にあります。

利用できる方の条件として、1、運転免許を有しない65歳以上の高齢者の方、2、身体障がい者の方、3、知的障がい者の方、4、人工透析を受けている方、5、運転免許を持っているが病気・けが等のため運転できない方などとしております。

また、利用に当たっては、事前の登録制をとることと、2日前までの予約を行うこととしておりますが、この利用者の制限を設けること等の条件は、道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の適用としないための必要条件としております。

運営につきましてはシルバー人材センターに委託し、運転手の運転技術の確保、運行管理の徹底や研修の実施などのサービスの向上に努めております。

現在、この事業が早急に旧本川根町に拡大できるよう、事務を重ねているところであります。

この経過を申し上げますと、静岡陸運事務所・支局への電話等による連絡調整のほか、17年9月15日を初めとし、18年3月2日、同7月5日、19年1月26日に支局へ出向き、拡充に当たっての協議や道路運送法適用解釈の確認などを行っております。また、平成18年10月1日に適用された道路運送法の改正後を受け、現在の交通サービス提供事業者である大井川鉄道株式会社、大鉄タクシーとの協議を重ねているところであります。

現在運行しているそれぞれの外出支援事業は、道路運送法の改正を受けて2年間のみなし継続事業として申請、許可を受けておりますが、法改正前の9月以前に行う実務協議がみなし事業の許可に影響することから、法改正後の10月10日より毎月2回、双方へ交互に出向く形で計8回の協議を重ねてまいりました。相手方より、運営形態や運行管理の移行手続や、労使交渉を含めた事務に一定の期間を要するとの意見を受けて、その推移を見ている状況にあります。

改正された道路運送法では、外出支援事業の拡充に際して、町が行う地域公共交通会議の審議と関係機関との合意等を経た新たな事業申請が必要となります。このため、協議を含む事務的必要期間などを勘案しますと、19年度当初予算への計上は来年度上半期での実施が難しいと判断し、取りやめております。今後とも、より早い時期での拡充がされるよう関係機関、事業所等との継続的協議を進めてまいります。

このことに関しては、私も選挙公約に挙げておりますので、19年度中の実現に向けて、最大の努力を図っていきたいと考えております。先ほどありましたように、現在大井川鉄道がタクシーの営業をしております。やはり、大井川鉄道のタクシーも地域に必要な交通手段でありますので、その撤退という事態を招かぬよう、大鉄との協議に腐心しているところであります。

いずれにしましても要望が強い事業でありますので、優先課題の高い事業として、今後とも継続的に、早期実現に向けて努力していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） いろいろなイベントのことで、前にうかがったことがあったと、そういうことを言っています。本当に大きなイベントがあったわけですが、この中にやはり反省点というのが欠けておるのではないかと、こう思っております。実は、いろいろやった行事の中で、今後もまだやっていかなければならないその事業の中で、反省点というのは大事なことだと私は思っております。数字的に出すのではなく、やはり数字は出さなければいけないわけですが、ここにフェスティバルの要項がございます。これは長島ダムでというよりも現地実行委員でつくった、こういった冊子がイベントのたびに出てくる方が僕はいいと思いますが、その点はいかななものでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 各イベントのたびにそうした冊子という御提案でありますけれども、そうしたことが予算の範囲でできるように今後とも努力していきたいと考えております。

あともう1点、やはり予算全体の規模としては、接岨湖フェスティバルというのは大きな予算でありましたので、いろいろな意味で十分なそうした情報提供、あるいは資料づくりができたということであり、カヌーの場合にはかなり予算も限られておりますので、そうした情報提供というのは少なかったという、そういった予算規模のこともありますけれども、より町民の方々、あるいは流域の方々にイベントを知ってもらうために、情報提供というのは紙媒体、あるいはインターネットを通じてやっていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） ほかでもないですが、町広報紙があるのですから、あの中に一部こういった事業の報告というのを町民に知らせるべきだと私は思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） ポリユームの問題もありますけれども、その3大イベントに関しては、町の広報を通じて、事前も事後も、我々としては限られた紙面でありますけれども、特集号を組んだりしながらやってきたつもりであります。

○議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） 私が言うのは、やはり相乗効果という効果がどれほどあったかというのを、町民に知らせることも必要だと思いますので、今後その町報を通じたりしながらやっていっていただければ幸いだ、私は思っております。特に町民にしてみますと、イベントがあったと、これはわかるわけですが、その前にまた、やるんだよというのにも必要だと思います。そういったことを広報を使ったり、いろいろ先ほど町長が言っていましたインターネットを使ったりしてやっていっていただければ幸いだと思います。

そのようなことをお願いして、次のことに移らせていただきたいと思います。

この福祉タクシーのことですが、路線バスで、町長、地名から徳山までの運賃がわかりませんか、電車賃です。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 地名から徳山まで乗ったことがないものですから、でも一般的な大井川鉄道の運賃からすると、500円とか、そういったレベルの金額にはなっていくだろうと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） 今の答弁に答えますけれども、議長がいます。議長は接岨であります。この接岨から千頭まで来るのに600円かかります。これは井川線ですが、これが600円。それから千頭から奥泉間が400円。言いかえてみますと、地名から徳山までは550円であります。これが町営バスに乗って行きますと200円。350円も安くなると。こういったことを当然やっているわけですが、これは町長、おわかりだと思いますが、こういったことがやはり大井川鉄道にも圧迫を与えるというのもあると思います。

その点、私の提案であります。長島から千頭、千頭から田野口まで来て上長尾の病院まで来ますと、1人の成人の場合には1,200円かかります。それが長島から千頭、千頭から徳山まで来ますと、徳山からバスに乗りますとこれが1,080円かかる。こういったことが、うちの方から病院へ来る場合にはこれだけのお金がかかるというのが、地名からここの病院まで来るのに200円。これが差別といいですか、これだけ町民に負担をかけてまで運行ができないと、こう言っておりますバスはいかがなものかと私は思っておりますが、この点につきまして、一つ提案をさせていただきたいと思っております。

例えばの話ですが、井川、千頭から長島までの間、この間を町民は200円。後の400円は町が負担すると。こういった考えにすれば、バス路線を走らせなくても住民には通るのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 路線バスの運行に関しては、さまざまな今後の課題として、現在、対策委員会等で全町的な取り組みについて御協議いただいているし、また内部的にも検討しているところであります。

福祉タクシーについてはそれを先行するものとして、先ほど答弁しましたように、優先順位を上げて、実現に向けて大鉄、あるいは大鉄タクシーとの協議をしているところであります。

今、議員から御提案がありましたそうした料金体制というものを含めて、どうやって住民の方々の不公平感というのをなくしていくか、これも大きな課題としてありますし、また例えば公共施設の距離の違いというのを、こういった形で考えていくのか。現在の提案されたそこへ町費を投入するということに関しては、さまざまな次の展開も予想されてくることでありますので、全町的な中で、公共交通機関の整備という形で考えていきたいと思っております。

ます。

それぞれ、学校・役場・病院までの距離の違いというのを、すべて公費等でカバーすることが可能かどうか、あるいはそれがまた別な意味での格差を生むようにも考えられますので、そうしたものは全町的な視点で考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） 全町的な考えといいますと、これは前にも町長が述べておりますが、これ9月の議会の中で森議員の中で言っていることですが、路線バス委員会に諮問をしなければならぬというのが、議会の総意あるいは町民の総意があればそういったことは必要だと思つと、こういうことを言っております。これは、きょうで、路線バスにつきましては森議員、小藪議員、私と、この後また鈴木議員が言う、議員14名の中で4人が言うということで、かなり重要なことだと思いますが、その点は、町長はどういうふうに認識されているのか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 路線バスの重要性は十分私も認識しておりますし、当町のような山間地域、あるいは高齢化した地域では必要であるということでやっていきます。これはもう答弁が繰り返しになりますけれども、それぞれその地域には優先課題があつて、今まで行政施策をやつてきたと。そうした中で、また民間の企業等の活動もあつて、それもまた重要なパートナーであるので、その活動も保護しなければならない。そうしたさまざまな課題の中で、現在の仕組みができ上がつてきたと思っております。

したがつて、そうした現在までの過程を一回整理して、新たな財源等も確保しながら、新しい施策を展開していかなければならない。その整理の期間というか、先ほど言いましたように膨らんだ部分を縮小しながら、本当に必要な部分に対して再投資をしていくというような、その過程に19年度、20年度があるというふうに御理解をしていただきたいと考えております。

また、この路線バスに関しては、一回、現状では赤字バスになりますので、その財源を今後とも長期間にわたつて確保しなければならない、その確保も必要でありますので、そうしたものに関しては、現在進めている行政改革を進めながら、財政改革を進めながら、その予算を確保する、あるいはある部分からその資金を持ってくるという御理解も町民からいただかなければならぬかなというふうに思っております。

それぞれ町民が受ける利益というのは、合併してまだ1年半でございますので、やはり結果として差が出てきている。あるいは施設整備を重点にやつてきたところであれば、身近にそうした施設がある。あるいは施設はないけれども、路線バス等含めて公共交通機関の整備をやつたところは、そうした交通機関はある程度身近に利用できるけれども、施設等の利用は大変遠い距離を利用しなければならない。それぞれの差が出てくるのが現時点でありますので、それを財政的なことを確保しながら埋めていきたい、あるいは不公平感を少なくして

いく、そういうことが重要で、一遍にすべてのことができる状態ではないというふうに考えております。

○議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） 路線バスのことですが、また言わせていただきますが、ここに高齢者、75歳以上は割引パスを提示すると、こういうことが路線バスの中に書いてあります。100円になると。こういうことが書いてあるというのは、旧本川根の方の方は知りません。こっちへ来て乗る機会もあるというのに、そういうことをやっているのかどうか、町長にお伺いしたいです。その知らないということが現時点であり得る、それをどのように知らせているのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） その75歳以上にこういうサービスがあるということに関しては、全協等でも御指摘を受けて、広報をした経過がございます。ただその広報をしたけれども、実際に行き渡っていないというような御指摘ということでしたら、それはやはりさまざまな機会に、そういったことも、このことに限らず広報の質を上げていかななくてはならないと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） そこで、先ほどの話に戻りたいと思いますが、例えば高齢者が接岨峡からここの病院へ、上長尾の病院へ来るのに全部で1,100円かかると。この高齢者にだけでも、そういった優遇性を与えるようなことをしていただくことができないものかと、私は提案したいと、こう思っております。

例えば、この上長尾の病院まで成人で来る場合は1,200円かかります。長島から、この上長尾の病院まで来るのに。高齢者なら1,100円かかると。この1,000円を与えてやるというよりも、運賃を出してやると、こういうことをすれば、病院へ来るにもわざわざバスを使わなくてもいいのではないかという提案をしたいと思いますが、その辺はどのように考えますか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 高齢者の病院に対する移動というのは、まだできておりませんけれども、福祉タクシーというのが開始されれば、その部分ではある程度解決できるのかなというふうに思っています。

また、そうした移動に対する不公平感のための町の助成というのは、その財源が、こういうものからそこへ持っていけばいいという全町的な合意ができれば、当然可能な部分もあるかと思いますが、そうした場合、病院だけやればいいのか、あるいは文化施設、あるいはその他の施設の移動のときには補てんは要らないのかというような、いろいろなことも含めながら考えていかなければならないと思っております。

やはり基本的には、さまざまな施策にこうした、例えば医療費の問題とかさまざまな公費負担の要請はありますけれども、その財源をどうするのかということをしっかり議論した上

でなければ、要望だけで次の段階に進むというのは、なかなか財政全般を預かっている私としては、踏み込めない部分があると。やはりそれは議論が必要だろうと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） 実は、長島の方ではスクールバスが走るようになりまして、時間がかなり遅くなったと。出発する時間が遅くなったと。これはスクールバスで子供が通うようになったわけで、そのために病院へ行くのに向こうを出る時間が遅くなって、1日がかかりになってしまうと、こういうことも言っております。この点、結局言いかえてみますと、福祉をよくしようとするのには逆比例しているところがあります。この通学バスによって、結局大井川鉄道が時間編成を変えたと、こういうのがありますが、その点こういうことで病院へ行けるような施策を実施するためには、やはり福祉タクシーが必要だと私は思っております。このタクシーのことで、料金をちょっとお伺いしたいと思います。

ちなみに千頭から寸又までは4,400円、千頭から奥泉まで1,600円、バスで行きますと寸又まで860円、千頭から奥泉までは360円、こうなります。この福祉タクシーの料金をどのように決めるのかを、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 料金に関しては、それこそ陸運との協議が必要なものでありますので、現在のところは私自身は細かな数字的なものは持っておりませんが、当然福祉でありますので、そうしたいわゆる一般公共交通機関よりは安い金額でなければ効果がない。ただしそうすると、先ほど言いましたように、既存の公共交通機関との競合になりますので、その調整が難しい。それが今、その長引いている部分でございます。

当然、時間的な利便性、そういったものは、タクシーですので、通常の路線バス等よりは向上しますが、当然料金の部分にも有利性がなければ本当の福祉向上にはならないだろうと。利用しやすい、しかしながらある程度負担もしていただくという、そういう体系になってくると考えております。当然、旧中川根のシステムの料金等も参考になってくるだろうし、そういったものを含めて考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

○2番（中田隆幸君） ぜひ、福祉タクシーの方は格安でやっていただきたいと、こう思っております。実は、うちの方に、先ほども言いましたけれども、富沢地区というところがございまして。ここには年寄りがありまして、本当に通勤距離といいまして、距離的には短いわけですが非常に危ないところでありまして、自分の子供らが仕事に出てしまうと、残った夫婦が病院へ行こうとするときに、今はあるタクシーを頼むしかない、これがかなりお金がかかる。やはりこういったことがこの町に出てきておるということは、先ほど町長も十分承知だと、こういうことを言っておられます。早期に福祉タクシーの方はやっていただくようお願いしたいと。特にうちの方には小猿郷地区、あっちも高齢者が住んでおります。それこそ坂京地区には今度は病院へ通うものをつくっていただきましたけれども、なるべくそれ

が1週間に1回とか2回でなく、やはり常時使えるものをやっていただくことが、福祉に関する重大事だと私は思っておりますので、その点をお願いし、一日も早い実現をやっていただくをお願いして、私の質問は終わらせていただきたいと、こう思います。

ぜひぜひ早くやっていただいて、高齢者を助けていただくことをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 強い要望があるというのは受けとめて、私も承知しております。今質問にありましたように、現在、タクシーを利用しているという方が福祉タクシーに移行する例もありますので、逆に観光面の方々からは、絶対現在の営業タクシーをなくしてもらっては困るという要請も受けております。そういったもののバランスをとりながら、福祉と、あるいはいわゆる一般観光、そこら辺のバランスをとりながら、非常に難しい調整ではありますけれども、それを通していかなければならないと考えております。

○議長（佐藤公敏君） これで、中田隆幸君の一般質問を終わります。

11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鈴木多津枝君、発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 皆さん、こんにち。鈴木多津枝でございます。

通告に基づきまして一般質問を行います。

いざなぎ景気を超えたと言われている好景気も、大企業の一人勝ち状況で、国民には景気回復どころか生活苦の不安が広がる一方です。たび重なる労働規制法の緩和で、大企業ほど利益を生み出す正規雇用から非正規雇用への切りかえが、貧困と格差の拡大を深刻にしていることは常識となっています。当町ではどうでしょうか。

大企業も高額所得者もないに等しく、もともと所得水準の低い当町では、格差の拡大というよりは低所得が定着化し、少ない所得から引かれる負担はふえる一方で、多くの町民がこの先どうやって生きていけばいいのかと、不安が拡大しています。全国では生活保護水準以下でしか暮らせない家庭が10軒に1軒あり、400万世帯に達するなど報道されていますが、当町ではその比ではないはずです。

町長は、町民の閉塞感を払拭するために合併は避けられないと言われ、国の財政支援が受けられ、町民に身近で細やかな血の通った行政を実現することを約束して、2町合併の支持を得ました。だから、町長には町民を幸せにする責任、町民が2町合併でよかったと思えるようにする責任があるはずです。合併して以来、私はその観点に立って5回の一般質問を行

いましたが、財政が大変だとか負担の公平、委員会の方針などを理由に、ほとんどの要望が聞き入れられませんでした。

特に旧本川根の方々からは、対等合併など言葉だけだ、みんな中川根に吸い取られると、怒りの声さえ寄せられます。19年度予算審査をしていますが、本当に合併しなければ、本川根町として独立した予算で、住民の要望にこたえた取り組みがされるのではと思うことがしばしばありました。1つの町になった以上、全町的に公平なサービスを一日も早く実現することこそ、町長の責任ではないでしょうか。

今回は、そういう観点から、繰り返しになる質問もありますが、川根本町全体のサービスを向上させて、だれもが住みたくなるまちづくりをテーマとして一般質問を行います。

このテーマは、新町建設計画の将来像にも水と森の番人が創る癒しの里、川根本町、豊かな自然、お茶と温泉に彩られただれもが安心して暮らせるふるさととして掲げられ、本日追加議案で上程される第1回川根本町総合計画の基本構想にも受け継がれたテーマの「だれもが安心して暮らせるふるさと」を戦略的に一歩進めて、「だれもが住みたくなるまちづくりを」として通告しました。ぎりぎりに追い詰められた町民に、この町でよかったと勇気と希望を与える温かい答弁を期待するものです。

まず最初の質問は、行政のむだをなくし、子育て支援、暮らし応援を求める5つの質問です。

1点目は、多くの人から期待の声を寄せられ、これまでも何回も一般質問を行ってまいりました乳幼児医療費の補助の拡大についてです。小学校卒業までの引き上げを一般質問で取り上げるたびに、頑張ったとの声が寄せられます。中には、町長は子育て支援、子育て支援と言いながら子育ての大変さが何もわかっていないと、怒りの声も寄せられます。島田市は、昨年から所得制限を廃止し小学校3年までに引き上げましたが、このこともお母さんたちを刺激しています。

当町では、県が補助を小学校入学まで引き上げ、県からの補助がふえたにもかかわらず、今まで所得制限なしで小学校入学まで補助していたのを、県の基準に合わせて所得制限を持ち込み、わずかな違いで所得制限にひっかかる人たちを補助対象から外してしまいました。町長は、島田市との格差について、乳幼児医療費補助だけが子育て支援ではない、当町には島田市に負けない子育てしやすい環境があると言われますが、島田市に負けない子育てしやすい環境とは何なのでしょう。

確かに、それぞれの町にいいところ、悪いところはあると思いますが、可能な限りよい方を目指して努力するのが行政の責務なはず。所得制限の廃止をすれば約50万円、小学校卒業までの引き上げをすれば約600万円かかるという推計も示されましたが、町長は、町の財政は逼迫している、継続的な財政確保は困難などと答えて、町民の期待に背を向け続けています。19年度予算を審査しながら、ぼんぼんといろいろなところに出てくる限られた人たちへの多額な支出に比べ、なぜ多くの町民が望むことにはこんなにも冷たいのかと思いまし

た。実現するまでは何十回でも言い続ける必要性を感じていますが、町民の皆さんが納得できる答弁を求めます。

2点目は、乳児相談、健康・ふれあい講座などの会場の増設、改善を求めるものです。

これも9月議会の一般質問で求めたことですが、その後若いお母さん方から、合併で旧町の会場を交代で使うようになり、どちらのお母さんからも、道が遠くて赤ん坊連れでは運転に集中できず怖い、もとの会場でやってほしいとか、子供が風邪を引いたりしていると参加できず、次回まで間があいてしまう、日をずらしてどちらの会場でも参加できるようにしてほしいなどの声が寄せられています。

9月議会での町長の答弁は、当町のここ数年の出生数は30人前後で、集団の中での目線で見えて感じていただくことも重要なので、会場まで比較的時間を要することもあるが御理解いただきたいというものでした。その答弁に、子供が少ないから我慢してくれでは安心して子供を産めないとか、一人一人の状況を見るために専門の人が来てくれているはずではないのかなどの不満の声も寄せられています。

ただでさえ子供の少ない当町で、一人一人の子供はかけがえのない大切な存在です。ましてや、新しく生まれた小さな命を守る取り組みを行政の都合で後退させるなど、あってはならないと思われませんか。1カ所に統合した会場での参加率が、合併前の各町で行っていたときに比べて少なくなっていたら、行政の責任が問われる問題です。出席率の比較などしておられるのか、伺います。

3点目に、現在65歳以上の高齢世帯に行っている地震対策の家庭内家具固定経費補助対象を、子育て世帯や障害を持たれているお宅の世帯にも広げることを求めるものです。9月議会での答弁は、1台5,000円の取り付け費用を1世帯5台で2万5,000円の補助になる、対象となる高齢者世帯は1,004世帯もあり、全世帯に実施すると2,510万円にもなる。取り付けの難易度を考え、高齢者を優先するなどとの答弁でした。

また、自分で取り付け可能な中年齢者には、器具のあっせんとか子供たちを通して学校で家具の固定などを確認するとか、年齢層によって対応の仕方はあると思うとの答弁もされました。この答弁に沿った改善、取り組みが行われたでしょうか。若い人たちこそ、仕事やつきあい、地域の役仕事、子育てなど忙しくてなかなかできていないのが現状ではありませんか。役場の職員はどれくらい固定をやっておられますか。高齢者の利用は多いとのことですが、予算は18年度も19年度も150万円です。受付順かどうか知りませんが、予算をもう少しふやして対象を子育て世代にも広げる考えはないか、再度伺います。

4点目は、全町的な足の確保についてです。

旧本川根側の皆さんが、首を長くして待ちわびている町営バスの全町運行は、青部バイパスが完成後と答えたことで、約束が違うとの怒りの声が上がっています。大鉄との競合など問題も大きいことはわかりますが、交通機関のない地区の住民にとって納得できない話だと思います。観光を事業にする大鉄も、地域の住民が元気でなければお客さんに魅力のない地

域になるでしょう。大鉄と前向きで積極的な交渉を進め、町営バスの全町的運行の一日も早い実施を求めるとともに、それまでの間、旧中川根町で行っていた週２回の患者輸送サービスを実施する考えはないか、答弁を求めます。

５点目は、音楽や芸能発表会、講演会などいろいろな文化行事が文化会館で行われますが、千頭駅からも距離があり、高齢者や足が不自由な人には行きたくてもなかなか行けず、町のマイクロバスを出してほしいとの声が旧中川根側の人から寄せられています。文化会館で全町民を対象にした行事のときは、だれでも参加できるようシャトルバスの運行を取り組む考えはないか伺います。

次に、大きな２つ目の質問で、楽しいごみ減量化で、循環のまちづくりの提案についてです。19年度予算にバイオマスタウン構想策定委託料100万円が計上されましたが、町長は主に間伐材のペレット利用を考えておいでではないでしょうか。バイオマス活用というなら、もっと身近で町民の皆さんとやれる生ごみ堆肥化に力を入れてみたらどうでしょうか。

私もごみの分別は好きです。もったいないとの思いが生かされ、環境のために少し役に立てたなどの満足感が生まれ、習慣になると、それがファッションのように思える楽しいことです。一昨年、減量化推進委員としてみんなで取り組んだ発泡スチロール箱を使った生ごみ堆肥化は、楽しくて町民の方々にも人気がありました。大勢で取り組んだから楽しかったのです。委員は解散され、続ける人も少なくなり、私も箱のガムテープがはがれて張りかえる機会を逃したまま、今は休止して専らコンポストで処理しています。電動ごみ処理器はもう何年も使っていませんが、生ごみを町に出したこともありません。

佐久間のある女性の会では、市民農園を都会の人に貸して、広い畑の周囲にコンポストを50個も並べて野菜づくりをしています。いっぱいになると日付を書いて次に移り、熟成してから堆肥に使い、都会の人たちにおいしい野菜を一緒につくって収穫して、喜ばれているそうです。グループだから続いていると思います。当町でもごみに関心のある人を募って、活動するグループを育てることが必要です。せっかく育ちかけた減量化推進委員を解散したのは、大きな損失だと思います。町のごみ指定袋40万枚もの購入も、ごみ減量化、省資源化に逆行します。町長はどのようにバイオマスタウン、循環型まちづくりを進めるお考えか、伺います。

最後の質問は教育長にお聞きします。

文部科学省が、４月24日に全国の小学校６年生、中学３年生を対象に実施しようとしている全国一斉学力テストに対し、父母や教育関係者などから、学校間の競争や格差拡大をもたらすのではとの不安や批判、中止を求める声が高まっています。全国一斉学力テストには参加をしないで、どの子も楽しく学べる学校環境の充実を図る考えはないか、お伺いいたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（杉山嘉英君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

大きく2つ分けてありますので、まず第1点目のだれもが住みたくなるまちづくりの中で、乳幼児医療費補助の拡充の話でございます。

これに関しては、再三答弁しておりますとおり、現在のところ現行制度を維持するという事で考えております。ただ全国的には、長野県の下條村が、少子化対策あるいは若者定住促進ということで、中学生までそうした医療費無料化を行っているところ、あるいは先ほどありましたように、県下の中でもそうした対策として小学校全学年対象としている地域もございます。そうした意味においては、今後財政再建等の中で、あるいは少子化対策の中でこうした部分、若者定住の促進のために、一つの施策としてこれが一番最適なものであるということに関しては、検討の余地はあろうかというふうに考えております。

また、若者定住のためには何が必要なのか、その成果を得るためにはどういった地域の魅力を生かしていくことが必要なのか、そういったことを幅広い検討の中で、当然この乳幼児医療費のことも入ってくるかと思いますが、これに関しては、先ほど出ましたように年間の相当額の経費が必要でありますので、全町的な御理解と予算配分ということが必要かと思っております。これに関しては全面的に否定するものではございませんけれども、目的とその成果というのを十分見ながら対応していかなければならないと考えております。

また、所得制限に関しては、私個人としてはこれからの協働のまちづくりに関しては、所得がある人に関しては、応分の負担をしていただくのが当然というふうに考えておりますので、ここに関しては従来の考え、所得制限は設けるということに関して何ら変更はないし、これからもそうした応分の負担をいただくという意味で、所得制限というのは当然これからのまちづくりの中でも重要な考え方の一つだろうと考えております。

講座などの会場の増設ということでございます。

現在、川根本町では、各種予防接種のほか、母子保健法に定める1歳6カ月児、3歳児の健康診査や新生児訪問、5カ月児、8カ月乳児相談、2歳児、2歳6カ月児歯科検診等を行っております。このほか、親子なかよし広場、すこやかサロンにおける発達指導などの事業を推進しております。

各健康診査等は、医師・歯科医師による診察はもとより、保健師等による母性または乳児、幼児の健康保持、増進のための育児に関する相談に応じ、個別または集団的に必要な指導、助言を行うものであります。

議員も御指摘のとおり、川根本町でのこの数年の出生数は年間30人前後となっております。本年度は、昨年4月から現在までの11カ月間において、開発センター保健室で行っている健康診査は、6回の実施において、1歳6カ月児で延べ40人、3歳児で延べ44人、文化会館保健研修室で行っている歯科検診は、6回の実施で2歳児で延べ30人、2歳6カ月児で延べ25人となっております。

来年度は1歳6カ月児、3歳児健康診査及び2歳児、2歳6カ月児の歯科検診を同時会場

にて実施する予定であります。

成長期のお子さんにとって、保護者の個別の目線ばかりでなく、集団の中での目線で見えて感じていただくことも重要なことと考えております。本町の地理的な状況もあり、会場までに比較的時間を要することもありますから、この事業の必要性を御理解の上、御協力をいただきたいと考えております。

家庭内家具固定経費の補助対象の拡大ということであります。

本年度は70世帯、309台の家具固定の要望があり、この中で決定後の辞退や家具台数の変更等により、61世帯246台の家具を固定いたしました。1世帯当たり5台を上限に、家具固定に係る経費5,000円を補助し、器具取り付けを行っております。対象は、議員御指摘のとおり65歳以上の高齢者であります。

今年度の申し込み状況は、初年度ということもあって低調であったかなと思いますけれども、なお一層事業推進の広報活動等が必要であると考えております。来年度以降、事業の需要が伸びるかどうかは不明であります。この対象世帯がすべて完了するには単純計算で16年を要します。今後さらなる対象世帯の増加も予想されます。ここでさらに事業対象範囲を拡大することについては、現下の対象世帯の進捗状況を見ながら対処していきたいと考えております。

このことに関しては、どのような要望があるのか、あるいはそうした子供を抱えた、あるいは障害のある方の要望等も踏まえながら、効果が出るような対処を考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、予算との兼ね合いの中で、今後状況を見きわめ、あるいは募集状況を見ながら対応していきたいと考えております。

バス全町運行まで本川根側への患者輸送サービスをということで、旧来の週2回といった患者輸送に関しては、現在想定をしております。なるべく早くこうしたいわゆる福祉タクシーができるよう、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。タクシーとの兼ね合いを考えながら、なるべく早く実現できるよう努力したいと考えております。

文化会館のシャトルバスの運行であります。

文化会館が行う自主事業として、ライブコンサートや演劇等鑑賞会、講演会や映画会などがあります。この中で、主に小学生を対象に開催している演劇ミュージカル等鑑賞事業では、全校児童を対象に2回公演することから、学校を区分してスクールバスや町マイクロバスにより送迎の対応をしております。

その他の事業に関しては、現在のところ予算的な関係もあり運行はしてありませんが、今後の検討課題とさせていただきます。

また、文化祭等に関しては、実行委員会の中でそうした必要性、あるいは予算配分等を検討しながら協議をさせていただきたいと考えております。当然、こうした対応をしていけば、予算あるいは人員配置等も考えが必要になってきますので、そういったことも含めて十分検

討していきたいと考えております。

ごみの減量化の提案であります。

後半、バイオマスタウン構想についても御質問がありましたけれども、私もこのごみの減量化というのは、単なるごみの経費削減ということよりも、いわゆる循環のまちづくり、あるいは環境型地域社会の構成の意味でも、大変必要なことと考えております。いわゆる３Ｒ、リデュース・リユース・リサイクルというのを推進するような、そうした意識づけが必要かと考えております。

今、一般廃棄物処理基本計画を編成中でありますけれども、基本計画の中では不用品市の開催、あるいは地域住民の皆さんや事業者の方、またはボランティアの方々がみずから行う不用品市やチャリティーバザー、フリーマーケットを支援したり、あるいはレジ袋の抑制、買い物袋の持参を推進する、そうした運動を展開したり、さまざまな地域ぐるみ、あるいはグループの方々の自主的な活動を支援することで、ごみの減量化というのを図っていきたいと考えております。

現時点では、廃棄物減量等推進委員会の皆様を初め、多くの方々に御協力を賜っておりますが、こうした一般廃棄物処理基本計画、あるいはさまざまな条例の制定を通じて住民の意識高揚を図り、みんなでこうしたごみの減量化、あるいは地域づくり、地域の環境整備を行うそうした仕組みづくりができればと考えております。当然、仕方なく実行するのではなく、みずから進んでごみの減量化、あるいはすぐれた環境づくりを目指す、そうしたことが今求められておりますので、少しずつ、あるいはボランティアの協力をいただきながら、あるいはボランティア組織を育成しながら、役割分担をしっかりとしながら、無理なくこうした仕組みができるよう、行政としても進めてまいりたいと考えております。

また、現在編成中のバイオマスタウン構想については、御指摘のとおり、これは木材に限ったものではございませんので、幅広い地域資源、あるいはバイオマスの利活用を図っていく、当然その中には議員御指摘のように堆肥化の問題等も出てくると考えております。その全体的なバイオマスの利用の中で、これから当町としてやっていかなければならないというものを構想を持ち、その中で具体的に必要なものを、それぞれの個別計画で実現していきたいと考えております。

当町のまちづくりのあり方、そういったものの一端を示すようなバイオマスタウン構想をつくり、それを町民が共有することで、環境的にも豊かな町をつくっていきたいと考えております。

以上、答弁を終わらせていただきます。

- 議長（佐藤公敏君） 教育長。
- 教育長（澤村迪男君） 質問にお答えします。

質問は、学校間競争と格差拡大をもたらす全国一斉学力テストには参加せず、どの子にも楽しく学べる学校環境の充実をということです。

まず、鈴木議員の言う全国一斉学力テストは、平成19年度全国学力・学習状況調査であると解します。この調査は、平成19年度4月24日火曜日に実施します。対象学年は小学6年と中学3年です。調査は2つあります。1つ目は、教科に関する調査として、小学校では国語と算数、中学校では国語と数学を実施します。2つ目は、質問紙調査として、学習意欲、学習方法、学習環境等について調査します。調査実施後、それらについての結果を把握、分析して今後に生かそうとするものです。

調査結果等の取り扱いについては、配慮事項が幾つかあります。その1つは、調査の結果は、学力の特定の一部であることを明示すること。その2として、県教委は、個々の市町村名、学校名の公表をしないこと。その3として、市町村教委は、学校ごとの公表はしないことなどを上げています。この調査では、他校との比較は想定外のことで、したがって、学校間格差や格差拡大をもたらすことにはならないと考えます。

よって、この調査には参加し、今後の学校教育運営の資料にしたいと思います。

質問の後半の部分ですけれども、前半部分との関連がよくわかりませんけれども、楽しく学べる学校環境の充実については、皆様の御協力、御理解をいただき、充実した環境になっていると自負するところであります。しかし、まだまだの部分もありますので、今後一層の御理解、御協力を得ながら、どの子供も朝起きたらきょうも学校に行きたいと思うような学校にしていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

最後の教育長の御答弁で、私が勘違いしていたのかなと。私のところに来ていた情報では公表するということでしたので、そうすると、東京都は全区でもう既にやっているわけですが、子供たちが学校がランクづけをされて、子供たちの間であの学校はできない子、頭の悪い子というふうなことで、自分がその学力テストに参加することがみんなの足を引っ張るとか邪魔者だとか、そういう学校の中が本当に暗くなって、嫌なふうになっていると、そういうことも聞いたものですから、一応子供が楽しく学べる教育環境こそが大事ではないかということで通告をさせていただきました。これは質問ではありません。

本来の一問一答の質問をいたします。

一番最初の乳幼児医療費の問題ですけれども、今までの答弁とはかなり見通しが開けたかなと、あとはお母さんたちの頑張りで、どれくらい町長に必要なだということを示せばいいのかなと思ったりして聞きましたけれども。

所得制限については、町長はこの間ずっと、所得のある人には応分の負担を求めるということがこの町の基本だというふうに言われています。そういう部分もあっていいと思いますけれども、事子育てに関して、所得があるないにかかわらずそのサービスが差別をされてしまう。本当にお宅の子供さんはお医者さんに連れていくのに、隣の子は1回500円、4回までで済むのに自分の子供はそれができない。そういう親の気持ちを考えたらどうなんだし

ょう。どれだけの所得の格差があるというふうにお考えなのか、そのところを、かなり所得がある、所得があると言われるんですけれども、多分所得制限は800万ぐらいの所得で切られていて、それで切られる世帯が数世帯、五、六世帯だと聞いています。そこを全員、子供たちに、あ、よかったねと、みんな同じように補助がもらえてよかったねというふうな町にどうしてもできないのか、その所得があるという認識についてお伺いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 議員御指摘のとおり、以前の調査で7名、8名ぐらいが所得制限にひっかかるということであります。それとまた、所得制限にひっかったとしても、払う金額が500円掛ける4回、最高使って4回、そういった金額であるということ。そういったものを勘案して、それが過大な負担にはならないだろうというような判断で、この部分にはありますけれども、私はこの乳幼児の部分だけではなく、やはり基本的にはこれからみんなが協働してまちづくりをするときには、その協働する仕方があるだろうと。知恵を出す人、汗をかく人、あるいは資金的なものを出す人、そういったものがあって初めてまちづくりというのできるというふうに思っておりますので、この部分に関しては、私の考えとして、もちろん所得制限の仕組みそのものは、当然経済状況、社会状況で今後変わっていくだろうということがありますが、所得制限を設け、ある人から応分をいただくということは、いろいろな意味で必要な制度だと思っております。

そしてまた、財政的なものの位置づけができたときに、この金額とかあるいはそういったものは当然変わってくるだろうけれども、やはり一定の水準以上の方からいただくのは必要なことと思っております。

それから、前段ちょっと余分な答弁かもしれませんが、少子化対策の一環として、こうした、やっている町があると、当然そういう意味では議論のところにはのってくるだろうというふうなことを申し上げて、即これが要望を受ければできるというようなそういったものではない。これは一つのまちづくりの根幹にかかわるこれからの地域づくりの一つとして、少子化対策、あるいは定住人口の増加という一つの中で論点になるだろう。ただし、これしかうちの町にはそうした定住化対策がないのか、あるいはもっと生かすところがないのか、その議論をした上ででなければ、簡単に手をつけるものではないというふうに考えております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 町長は、所得制限があっても、所得制限を受けた人が1回500円がかかるといふふうに言われましたけれども、所得制限で外された人は1回500円の医療費が幾らになるかわからない、そういう所得制限なわけで、外されるから医療費補助を受けられないから、1回500円では受けられないんです。おわかりでしょうか。その勘違いをまず改めて、本当に幾らかかるかわからない医療費に対して、例えば800万円が所得制限とすると、799万円の人は所得制限があっても500円持っていけば安心していつでもかかれる。でも

801万円の人はまだ幾らかかるかわからない。先ほど聞きましたのは、うちの町で、町長が所得がたくさんあるんだから大丈夫だと、応分の負担をしていただくと、そういうふうと考えていらっしゃる根底のその所得というのを、町長はどれほどの所得があるというふうにお考えなのか、お聞きをしたわけです。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 済みません、私ちょっと間違えましたので。医療費に関しては、さまざまな高額医療費補助制度というのがあって、あるいはそうした制度があるので当然青天井ということには認識は持っていないと。その500円については私の答弁の間違いであります。

幾らかかるかわからないという、そういった場合に関しては、さまざまな保険制度というのがあるという中で、当然その所得のある人にはそれに対して払っていただくという、そういう考えで、基本的な考えは先ほど述べたとおりであります。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） たった7名か8名の子供さんを外さなければ気が済まないという、町長のその気持ちが、私には全く理解ができないことをはっきり言います。

次の質問ですけれども、時間がなくなると困るからちょっと順番を変えまして、バスの全町運行までの本川根町側への患者輸送サービスをということについての質問ですけれども、現在全く想定していないということですので、その後半で、なるべく早く福祉タクシーを実現したいというふうに言われました。だったら、福祉タクシーの実現ならなおさらいいわけです。それが無い間の足をというふうに私は言ったつもりですけれども、福祉タクシーをいつまでに実現するつもりでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 先ほど言いましたように、みなし継続という協議の中で、昨年10月からそういった新しい法制度の中でやっているということですので、10月というのが一つの区切りになるかと思っております。

当然19年度中には、何らかの形で実現していかなければ、やはりその制度を待っている町民の方がいらっしゃるわけですので、実現に向けて最大限の努力をしていかなければならんと考えております。

また、患者輸送サービスに関しては、やはりこれも非常に課題があって、そういったものを仮にやった場合、どういう範囲で、あるいはどういう形でというさまざまな課題も出てきますので、やはり経過措置といえども、なかなか手がつけられる状態ではない。あるいは予算措置等もしておりませんので難しいかなと。ともかく今は、いわゆる福祉タクシーの実現に全力を向けていきたいと。あと営業タクシーとの兼ね合いをどう考えるか、それについても検討しながらいきたいと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） ことしの10月から実現するというお約束ですね。

昨年は、18年度中に福祉タクシーを実現するという、最優先課題でやるということだったんですけれども、それは実現しませんでした。それが1年延びるということで、これは本川根側の町民の人たちにとってみると、もう絶対に守ってもらわなければ困る問題だと思います。

それと、先ほど中田議員が質問されたので、私にバトンを振られましたので、ついでに言わせていただきますと、町営バスを運行している当町で、旧中川根町で不走行地域の住民に対しては、無料乗車券が配られていました。先ほど中田議員がいろいろな料金を言われたんですけれども、とてもメモができなかったわけなんですけれども、せめて徳山の駅まで来られた人たちがその後を、バスを無料で使うことができたなら少しは負担が軽くなるんじゃないか。その不走行地区の無料乗車券については予算が要るわけでもないし、今すぐにでもやろうと思えばすぐにでもできることです。それをやる考えはないか、お聞きします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 先ほどの1点戻りますけれども、10月が一つの区切りだと、そこでみなし継続とか、さまざまな課題が出てきますので、それまでに決着をつけなければならないというような、一つの大きな区切りだということで、10月1日からすぐバスが運行とかというところまでは明言できませんので、御理解いただければと思います。ただ、もう時間的な余裕はないというふうに考えておりますので、極力頑張っていきたいと思います。

それから、公平・不公平感の是正というものは、先ほどからずっとテーマになっておりますけれども、どこまでそういったものを、例えば地域間距離というのを是正していくのか、大きな課題ではないかなと、それが私はばらまき行政になってはいけないというふうに考えております。

例えば川根本町の中で、旧中川根のそのバスをつくったときに、不走行地域にそうした割引券というか無料乗車券を発行しましたけれども、例えば同じ役場に行くのにもバスが使えるところ、使えないところがある、あるいは中心街に行くのにも使えないところがあるというような、そういった仕組みの中で、それでは余りにも不公平だということで、そうした券を配付した経緯がございます。

どういう事態を想定して公平・不公平をするかということで、例えば同じ町民でありながら、同じ申請手続、証明手続をするときに不公平感があってはいけないとか、あるいは最低限の買い物をするときにもその不公平感がある、そういったいろいろな想定があるかと思います。現時点では、合併はしましたけれども、役所の機能というのはそうした直接町民にするサービスは残しておりますので、そういったことを考えれば、まずそういった意味での不公平感、すべてが是正しなければならない状態ではないというふうに思っております。

また、病院に関しても、今課題は抱えておりますけれども、その手前に病院があると。自分の意思で島田へ行ったり、あるいは川根へ行ったり、あるいは旧中川根地域の病院を使う、それはやはり自分の意思というのが入っているというふうに理解しておりますので、そこまでが不公平是正の対象になるのか、やはり議論が必要であろうというふうに思っております。

現状では、その不走行地域の無料の乗車券の配付に関しては、即答できるような状態ではないと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 町長の今の答弁は、非常に矛盾していると思うんです。不走行地域の人たちに無料のバス乗車券を配付するのは、当然の町のやらなければいけないことだと私は考えます。

なぜなら、旧中川根側の人たちだって、島田へ行くのに例えば地名までバスを使えるわけです、病院でなくても。そして、地名から電車に乗ることはできるわけです。やっているかどうかは知りませんが。乗りかえがあるし時間の調節があるし、時間がかかるからやらないとかいうこともあるかもしれません。でもそういう便利は、旧中川根町の住民にはあるわけです。だったら旧本川根の方の人たちも、やっぱり合併前の町のやっていたことだと言わないで、本当にそういう公平を少しでも、全部を公平にはできないけれども、幾分和らげることができるようにということで、せっかく走っているバスに乗れるようにするというのは当然ではないでしょうか。なぜそれが公平でないというふうに考えるのか、私はむしろ無料乗車券を不走行地区に配付することこそ、少しでも公平に近づくのではないかと思うんですけれども。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 答弁の繰り返しになりますけれども、同じ町民であって、例えば最低限の役場の申請手続をするのに大きな不公平があるとか、そういった場合は是正しなければならないと考えておりますけれども、現状において無料のバス乗車券を出さなければ非常に大きな不公平感が生ずるというのは、例えば利用するときには相当の200円というお金を払って乗る、これが原則だと考えておりますので、それはもっと幅広い議論とか、あるいは幅広い公共交通機関の検討の中で議論されるべきものではないかと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） その裏には大鉄利用者が減るだろうというふうな考えが多分あるんじゃないかと思うんですけれども、すべてにおいて大鉄の経営圧迫がネックになっているんじゃないかと思います。大鉄と協議を進めなければいけないというふうに、中田議員のときも何度も言われていたんですけれども、大鉄との協議の中で当町の利用者、当町というか旧本川根側の人たちのバスとかタクシーの利用状況、鉄道の利用状況、それとあるいは大鉄の乗客は町外の人の方が当然多いと思いますけれども、そういう状況などは、数字はいいですけれども、協議の中できちんと示されて協議しているんでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） どの時点の協議という意味で、もう1回質問をお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 先ほど中田議員の質問のときに、大鉄と協議をしているというこ

とを、福祉タクシーのところで多分言われたと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 福祉タクシーの協議の中で、大鉄からは現在の利用状況とか、そうした利用対象者、町外、町内を含めて、そういったものを踏まえてこうした影響が出るというふうなことも出て、話を進めております。当然そういった数字を押さえた上で議論をしております。

私が無料乗車券のことについては、大鉄の経営圧迫とかということの以前の問題として、町の町民に対するサービスのあり方、あるいは公平感・不公平感ということに関して言っている話で、まずその話を申し上げているところであります。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 大鉄のことは関係なしに、不走行地区の人たちに無料乗車券をかつて旧中川根でやっていたようにやれないと。それは旧本川根にも役場があるでしょう、お医者さんもあるでしょうという考えで言われているのかなと思うんですけども、お医者さんに行くだけがバスを利用するわけではない、役場に行くだけバスを利用するわけではない。こちら側の住民の人たちは、ちゃんと生活のためにいろいろなことにバスを利用しているわけですから、それができない地区に住んでいる人に無料乗車券を出すというのは、私はそれこそ公平なやり方だと思いますけれども、ここはもう考えが違うということで、次の質問に移ります。

先ほども中田議員が言われていましたけれども、全町的なバスの運行については、非常に大鉄との関係があるということで、見通しが先になるわけですが、私は一つの提案として、中田議員が言われた大鉄の料金を補助をしてもらって公平にしてもらいたいというふうな質問が先ほどあったわけですが、そういうふうにバスの料金の差額を大鉄に提案する、そしてその利用者数も出していただくということですので、そういうことを検討していく、そうすれば大鉄に乗る利用者数もふえるでしょうし、そのかわりにという大変ですけども、大鉄タクシーさんには我慢していただいて福祉タクシーを一刻も早く実現をするというふうにしていって、本当に緊急の課題である全町的な町民の足の確保は、ぜひとも急いでやっていただきたいことだと思っていますけれども、バス対策委員会でそういう協議をしていけるかどうか、その点1点だけお聞きいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） バス対策委員会も開催されたばかりでありますけれども、その中で私のお願いとして、将来この町の公共交通機関、特に町営バスのあり方について、どのようなシステムがいいのかなということは御検討をお願いしたいと。現在その場でも福祉タクシーということで、優先順位の高い方の足の確保を行っております。その先には、そうした町営のバスというもののどういうふうな路線網、あるいは運行形態がいいのか、十分さまざまな角度から御検討をお願いしたいという要望はしております。ただ、それを今すぐ実現すると

いう状況ではないですけれども、そういった構想を持って、そうしたものについて検討を、十分研究をしていただきたいとお願いしてあります。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） これからの今後のバス対策委員会の検討の前進を心から期待するものですけれども、次の質問ですけれども、楽しいごみ減量化、循環のまちづくりの提案についてですけれども、町長のこの答弁の中で、レジ袋を抑制していきたいという言葉が出ました。レジ袋を抑制する前に、私は町がつくっている指定ごみ袋、ことしも19年度の予算でも約40万枚もの購入費の予算が計上されています。40万枚で幾らなのか、440万円の印刷費の中に入っているということだったんですけれども。

私は、こういうものを、わざわざごみにする袋をつくること自体が矛盾しているのではないかと何回も言っているわけです。レジ袋を、だったら商店にお願いして1枚10円でも有料にさせていただいて、そうやって買う人たちが有料では嫌だから自分の袋を持っていくよと、そういうふうにお互いに協力し合っていく。商店へのお願いなどして、町の指定袋は、出費をなるべくそれこそ抑制していくという、経費削減することが必要ではないでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） これもやはり有料か無料かという議論にさかのぼりますけれども、当町としては、有料化ということ、ごみを出した方に応分の負担をしていただくということで、こうした制度を押しております。また、流れとしても無料から有料化という流れもあるというふうには私は感じております。したがって、そうした場合には、当然議員は新たなごみという御指摘でありますけれども、その制度のためには、そのごみ袋というのが必要になってくるだろうと考えております。

また、レジ袋に関しては、抑制のためには、議員御指摘のとおり、有料化によってそれを使う人はお金を払う、あるいはそれを嫌な人は買い物袋を持参するとか、そういった仕組みになるべく早くいけばいいなと、レジ袋を全面的に否定するものではないけれども、やはりそれがごみの発生にもつながっている、あるいは資源のむだ遣いにもつながっている認識を持っていただくことが大事ななと思っております。ごみ有料制度を今後とも維持していく以上、ごみ袋というのは必要な資材と考えております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） レジ袋を有料にするというのは、生協などがもう随分早くからやっていました。1枚10円です。だから私たちはもし生協に行こうと思うと、そういう袋を用意しなければいけない、でなければ買わなければいけない。こういうことはもうとっくの昔からやっていて、それはお母さんたちが考え出したことなんです。ごみを減らしたいというお母さんたちの考え方です。

この町でもそういうことが、例えば小沢マートさんとかスーパーさんでそういうことをやっていたら、本当に住民の人たちもかごを持ったり袋を持ったりして行くと思うんで

す。でもたまたま買った袋、もらった袋はごみを入れて出せるようにする、そうすれば町の袋を使わなくて済む。そうすると町はつくっておく袋がだんだん、購入する袋代が減っていく、そしてそれをまたわざわざ焼却炉に持って行って40万枚の指定袋を焼かなければいけない、焼く費用だってかかるわけですし、売りさばく手数料だって10枚入りの1袋につき幾らというふうに謝礼を払っていると思うんです。そういう経費だって減っていくではないですか。一遍にやめろとは言いません。

そういうふうの有料のレジ袋をお願いをしていく、そして有料のレジ袋がごみを出すのに使えるようにすることによって、住民の人たちと協力をしたごみ減量化に進めていく、町の支出も減らしていく。そういうことをやはり今すぐというのは無理かもしれませんが、町民の人たちと一緒に、例えば、先ほど町長が言われたボランティア組織を育成してというふうに言われましたけれども、そういうごみ減量大好きという人たちをいっぱい集めて、一緒に考えていこうというお考えはないか、お伺いします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） ごみ有料化、排出者の責任を有料という形で求めていく、これに関してこの基本は変えませんが、その運用の仕方についてはさまざまなやり方があるだろうと。ただ、具体的な例として買い物袋の今の現状の大きさが、本当にごみの排出有料化を前提とした排出に適するかどうかというのは、ちょっと私もイメージがわからないところがあります。相当面倒くさい話になるのではないのかなと。いや、それはないだろうという考えで今言われていると思いますけれども、例えば有料化を維持する前提として、その買い物袋をどのように使っていくか、そういった住民の協力を得ながら、当然検討はしていく部分があるかと思います。ただし、それが結局最終的には無料にすればもっとというような話につながっていくのは、私は基本的な意見として、やはり有料化は維持すべきだと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） いいです。終わります。

○議長（佐藤公敏君） これで、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

○10番（板谷 信君） それでは、通告に従って町長に質問をさせていただきます。

まず、第1点のところでは、この川根本町が財政的にかなり厳しい状況にあるということの認識は、質問者も、また答弁者である町長も共通の認識を持っていると、今までの一般質問等の議論の中で確認できると思います。

その前提において、それではどういうふうにやっていくかという点においては、実質的な財源不足、つまり町の赤字を解消するためには、貯金である基金や留保財源である繰越金を使わなければなりません。この赤字補てんをやめる、つまり基金に頼らない財政運営を行おうとするのが、今回の19年度の予算ということだと思います。この点、留保財源の繰越金の部分は、平成17年度の翌年度繰越金が1億2,300万円ほどであることから、ここの部分を圧縮して調整するということはもう期待できない状況ではないかなと、そんなふうに思います。そうだとするならば、やはり基金の部分が100%近く調整の対象になってくるんですけども、ここのところの基金3億円を取り崩しをやめるということだと思います。

この基金3億円の取り崩しをやめるためには、財政規模をどれくらい縮小しなければならないかということになってくるんですけども、この点については、平成19年度の今度の予算で見ますと、前年度より8億6,000万程度の縮小したものになっています。そして、このように財政規模を急激に縮小する場合、どのような予算が削られるのかという点においては、人件費や交際費、物件費のような経常的な経費は急激には減らすことはできません。実際、会計や予算でも平成19年度が43.4億、前年度が約44億ということで、ほとんど変わらないということでもあります。

ということになると、減らす部分というのは、また減らせる部分というのは、投資的経費を減らすということになります。投資的経費においては、前年度比約8億の減少となっています。性質別の内容を見ますと、歳出の方では農林水産費で3億、土木費で約2億、消防費が2億5,000万、教育費で約1億減らした会計になっています。これに対応する歳入の部分では、県からの支出金が約2億程度、それから地方債の借入れも3億以上の減ということになっています。当然繰り入れの部分も2億程度減ることになっています。

このように、急激に投資的経費を減らすというような予算をこれから続けていくということになると、合併のときに両町の住民の人に示した新町建設計画というのが、本当に実際に実現していけるのかということが強く心配となるところです。この川根本町のように自主財源の乏しい、平成17年度決算で財政力指数は単年度の0.389という、極めて自主財源の乏しいこの当町では、いかに国や県から補助金をとってきて、またいかに有利な町債を起こして事業規模を維持するかに行政の手腕が発揮されなければならない、そういう町ではないかなとそんなふうに思います。

19年度予算での県支出金と地方債の6億強の減額分は、今までの財政運営を続けていたならば住民の行政サービスに回すことのできた国や県、それから借入れの部分であります。3億円の基金の取り崩しをやめるということは、3億円分の住民の行政サービスが減ることではなく、今述べたように約8億円の投資的経費の縮小になるということです。ここ

に投資的経費の削減により、急激に財政規模を減少することの問題があると思います。

私は、財政の赤字の解消は、現在約3億程度ですが、基本的には経常的経費の縮減によって行うべきであると考えます。例えば人件費の場合、その財源はすべて一般財源であり、人件費が減ったからといって、投資的経費のように国や県の補助金や町債が減ると収入が減るということではありません。当町では職員の数を10年間で50人減らすという方針が示されています。50人の削減は、職員1人当たりの経費600万円、大体これ県が試算するとき、もう少し670くらいまでいくんですけども、1人の経費が600万で計算すると、50人の削減で年3億円の削減になります。これは確実に減る部分であり、さらに他の経常的経費の部分においても効率化が図られるべきであると考えます。そして、このような予測が立てられる以上、今急激な投資的経費を縮小した財政運営を行うことは適切ではないように思います。このような点について、町長の考え方をまずお聞きしたいと思います。

そして、第2点目ですけれども、これから新しい行政のあり方というのが実行されなければならないとされています。この点については、今までも何回かこの一般質問の中で町長と議論を戦わし、また共通の認識もかなりの部分持っているということです。そして、今までは町長との議論の中で、総論的な部分、抽象的な部分もあったんですけども、これからは、まさにそれに向けた具体的施策が重要になってくるという時期です。このような時期において、新しい公の共有としての行政と住民の役割分担と、協働の具体的施策について、具体的に町総合計画にどのようにここの部分が表現されてくるのか。また2点目として、今審議されている19年度予算でこのことが意識されている事業はどこなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

以上。

- 議長（佐藤公敏君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。
- 町長（杉山嘉英君） それでは、板谷議員の質問にお答えいたします。

大きく分けて2点ございますので、まず第1点目、財政運営の方法についての御指摘でございます。

言うまでもなく、地方公共団体の目的は、最少の経費で最大の行政効果を上げることです。地方分権の推進の中で、住民への説明責任、行政評価など、透明で公正な行政運営が求められ、地域・町の自立には、地域・町における地方公共団体としての行政能力、自己責任の認識が不可欠となっています。

近年、地方公共団体の行財政運営については、「経営」あるいは「公共経営」という言葉で表現されております。健全な行政運営を推進する中で、真に必要な行政サービスを的確に、迅速、効率的かつ経済的な方法で提供することにより、顧客である住民の皆様の満足度を上げていかなければなりません。中長期的な視点で住民負担の適正化を考えた場合、世代間の公平を確保し、歳入規模、身の丈に応じた中で、その時代の住民ニーズに適合した行政サービス、独自施策を提供できる経営を確立することが、今求められております。債務、

あるいは負担を後世に残すことにより、後世の方の行政サービスの縮小、低下を招くおそれのある経営は慎むべきと考えております。

旧町時代を含めると、当町の財政運営は、平成13年度決算から赤字が継続し、平成17年度決算における実質単年度収支は、議員御指摘のとおり、3億円以上の財源不足が生じております。したがって、財政の健全化に向けた行財政改革は、緊急に必要不可欠なものと考えております。簡素で効率的な行政システムを確立し、住民との協働などにより身近な行政運営や地域資源を活かし、住民の暮らしや伝統文化を守る仕組みを構築していかなければなりません。

今回の予算編成では、1事業1改革を目指し、既存の事務事業を踏襲することなく、ゼロベースから検証し、これから改善し効率的にすることを議論し、行政運営の選択と集中により真に必要な住民ニーズに即した事業の予算化に努めました。

当初予算には、基金繰入金を6億円以上計上しておりますので、もう1年あるいは2年、もう1億から2億程度の削減が必要ではないかと考えております。議員の御指摘のとおり、投資的経費については8億円以上、率にして50.6%の大幅な減額となっています。ここで御理解していただきたいことは、新町としての基盤整備については、新町建設計画を始め、国・県補助事業に関係した各種の事業計画による主要事業があり、また既存施設の老朽化等による大規模改修事業も加わり、年度間における事業量、事業費に多寡が発生することです。

投資的経費に充当できる一般財源の枠の問題もありますが、まず検討していかなければならないのは、後年度負担も考慮した中で、真に必要な整備、投資であるかどうかであります。中長期的な視点で検討した場合、事業費の集中と分散が発生しますので、投資的経費については対前年度比の議論がふさわしくない項目になります。

平成18年度と平成19年度を比較すれば、第5期山村振興等農林漁業特別対策事業は両年度にあったものの、飲料水供給施設整備、地域資源活用交流施設建設の2事業は平成18年度で終了したことから、約1億5,000万円の減額になっております。デジタル移動通信システム整備事業についても、平成18年度から2カ年事業として計画していましたが、3月補正により後年度に繰り延べさせていただきましたことにより、2億5,000万円の減額となっています。小中学校のプール改修事業や社会体育施設の夜間照明修繕事業など大規模改修事業が平成18年度で終了し、また住宅環境整備としての若者定住促進住宅建設については、合併市町村補助金を活用し、建設することにしましたので、平成19年度に計画していたものを平成18年度の3月補正にて約1億1,000万円を計上させていただいております。今後、総合支所建設についての事業費を平成19年度の補正予算にて計上させていただきたく考えております。

このことから、平成18年度と平成19年度については実質的な差は少ないと考えております。今後も新町建設計画の具現化に向け、真に必要な事業の予算化に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、財政の健全化については、人件費などの経常経費の削減により長期的な計画の中で行うべきではないかとの御意見であります。平成17年度決算における当町の経常経費比率は96.2%になっています。行財政改革は必要不可欠なものです。過疎と少子高齢化が進行している当町にとって、扶助費を始め福祉関係経費の自然増も見込まれることであり、定住対策、環境対策としての独自施策も必要になります。合併による人件費の削減額については、住民サービスの充実に充てていきたいと考えております。

また、地方交付税については、合併算定替えのメリットが平成27年度から少なくなり、平成32年度には純粋に1町としての地方交付税になります。後世の方のためにも、行財政改革を早急に推進し、あるいは積極的に推進し、後年度への負担を先送りしないよう、身の丈、歳入の規模に応じた予算編成を今後もしていきたいと考えております。どうか御理解をお願いいたします。

それから、新しいまちづくりのあり方についてどう考えるか、あるいは総合計画でどのように表現されているかの質問であります。

従来、公・私の役割分担について、社会活動を大きく公的部門、いわゆる官公庁と民間部門に分け、その民間部門を営利的、いわゆる企業等か、非営利的、個人あるいは市民団体に分けて説明してきました。しかし、今後は相互に重なる新たな公の領域が拡大していくと考えております。

基本的には市場経済は自助の世界であります。また、自助を補完する場として国・自治体、いわゆる公助があると考えております。しかし今後は、両者の中間ないし混合した領域として新たな公が台頭してくると思われております。そこには、いわゆるともに助けるという共助という考え方が必要となり、助け合いや協働の部分を拡大することで、自助と公助のすき間を埋めていこうという発想で、これからの地域づくりをしていかなければならないと考えております。

例えば採算の難しい分野では、民による官の肩がわりは難しいと思われます。そのすき間を埋めるのが、先ほど言いました共助という第3の領域ではないか、そんなふうに思っております。町民の社会参加やネットワークの活動が、今後必要になると考えております。

これまでは、公共投資を通じて、いわゆるハードの社会資本の構築が精力的に進められてきました。しかし、今後は限られた財源をハードからソフトに振り分け、ソフトの社会的資本の蓄積を進めることが大切なことと考えております。町民のニーズを満たし、地域社会を活性化させながら進むべき道はそこにあるのではないかと考えます。これからは社会資本の蓄積、いわゆる社会の信頼関係あるいは規範、ネットワークといった社会組織の蓄積が地域づくりには欠かせないことと考えております。今までの地域づくりは役所任せという発想から、自治体と住民との連携による地域づくりがこれからのポイントになると考えております。

このような考え方のある中で、新町建設計画を受けて、川根本町の今後10年間の将来像あるいはまちづくりの基本方針、シンボリックなプロジェクトと分野別の基本政策などを明らか

にするものとして、町総合計画が立てられました。この中に協働、いわゆるパートナーシップの時代ということがうたわれております。これからは住民が主体的にさまざまな地域やグループ、まちづくり、経済などの活動を行い、行政がこれを支援する役割が重要となってくることから、ますます厳しくなる財政状況の中、より有効な行政を行うため、住民ができることは住民が行うことが必要となってきたということに対し、理解をお願いし、これまで以上に協働のまちづくりに対する協力をお願いするところであります。

こうした協働のまちづくりを特に意識された事業があるかということでもありますけれども、私は、これは19年度のみではございませんけれども、こうした協働の、あるいは共助の精神でまちづくりを意識されたものとして、川根お茶街道推進事業の補助金あるいは農地・水・環境保全向上対策事業負担金あるいはさまざまな組織との連携を考える上で、まちづくり観光協会に対する補助金あるいは自治会の活動を促進するために自治総合センターコミュニティ助成事業補助金あるいは人材育成のためのまちづくり事業補助金、まちづくりリーダー人材育成事業補助金等を、こうした協働を意識した事業ととらえております。また、そういう組織をつくるためのボランティア団体育成補助金、こうしたものも強く意識しているものであります。また、今後のまちづくりを考えるためにワークショップ等を開いた総合計画もそうでありましたが、今年度行う森林環境整備事業、こうしたものについてもさまざまな団体の知恵あるいは能力を生かした構想づくり、そしてその後の整備事業につなげていきたいと考えております。また、従来やっております千年の学校あるいは生涯学習というのも、こうした協働のまちづくりに対しては必要な事業と意識しているところであります。

総合計画に関しては、こうしたものを意識する内容としては、序論の第1章に「計画の策定に当たって」というところで、計画の目的、町民と行政との協働のための今後10年間の指針というふうにならなっております。また、第1章の2で計画の役割ということで、それぞれの役割分担を明記してあります。序論の2章「計画の背景となる社会動向」の中で、第5、協働の時代、6、自治・自立の時代、町民と行政の連携ということで位置づけされております。また、序論の第5章「川根本町の発展課題」というところで、午前中も言いましたけれども、基本的には、課題として、安心・安全、教育、福祉というのが、これから町が基本的にやっていかなければならない課題と位置づけた上で、それを実現していくためとして、4、地域資源の活用と産業振興、5、それぞれの分野で活躍することを願う、あるいは6、自治・自立のまちづくりというようなところで、こうした協働、パートナーシップの必要性を課題としております。また、基本構想の第2章「まちづくりの基本方針」の中で、すぐれた個性を伸ばす等第4番目の項目として、町民と行政による協働のまちづくりをうたっております。

そのほか、基本構想のそれぞれのプロジェクトの中にも、こうした町民、行政、団体の一体となったまちづくりを意識した関連事業等をのせてございます。

以上、2点について答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） それでは、一つずつ再質問をさせていただきます。

まず最初は、この予算の縮小の部分、特に投資的経費の削減の部分について、重ねて質問をしたいと思います。

先ほどの答弁の中でも、投資的経費というのは年によって変わってくるし、前年比がそれほど意味を持たないということ、それから、実際には、もう少し詳しく見るとデジタル通信がなくなった部分、それから若者定住が明許繰越になった部分、それから多分、総合支所の何か3億ちょっとが補正で出ていくと、そういう部分を考慮すれば、それほど極端に違う予算じゃないよというような説明もありまして、その部分も十分、そのような答弁があるだろうなということは考えています。

ただ、言いたいのは、投資的経費の部分でこだわって言うのは、まず、この川根本町ができるそのときに、こういう町をつくるんだと、川根本町は、2町でこういう町をつくるんだというので出した新町建設計画というものがあります。これは、これを見て、住民の方がこういう町ができるんだなという感覚で合併に進んだというものですけれども、これが全く変更ないという意味で言っているわけじゃなくて、ここのところに出てくる投資的経費については、ある程度具体的な形で予算のシミュレーションがかける部分の平成19年から23年、23年以降というのはちょっと具体的なものじゃないなという感覚です。その中で、この5年間の投資的経費というのを見てみますと、877億程度、年平均にすると18億円程度の投資的経費を見込んでいます。ということは、この段階では新しい新町をつくって、そして住民の方にも、こういう町をつくるんだよということを賛成してもらう、また、そのことを約束するという点においては、年18億円程度の投資的経費を盛り込まないと、新しいまちづくりという点においては不十分じゃないかなというような意味で盛り込んだものだと思います。

ただ、これは、先ほども言ったように、変わらないというものではないということで、それからあと二度ほど、新町になってからも財政シミュレーションをつくっています。そして、最近の財政シミュレーションの中では、これと同じ比較をしてみますと、5年間の投資的経費が133億6,000万、1年で平均すると13億程度という、新しくできた、かなり大きく修正して出された一番最近の財政シミュレーションにおいても投資的経費は13億ほど見ていると。ここの部分がことは、先ほど言ったみたいに、実質的にはそれほど変わらないんだよという説明でしたが、その部分はその部分でわかるんですけれども、僕が言いたいのは、投資的経費を小さくする財政を組もうとしているという財政運営の姿勢について、このような投資的経費を減らした財政運営をした場合、本当に建設的な事業に支障が来ないのか、この点について、町長にいま一度お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 2点、質問の趣旨があらうかと思います。新町建設計画との整合性の問題あるいは具体的なまちづくりに影響はないのかということであります。

やはり、今回の19年度予算編成に関しては、町財政の持続性を考えていかなければならないと。我々がまだ、地域の暮らしを守っていくためにはやらなければならないことを、午前中の議論でもあるように、抱えていると。そのためには、財政を安定的な持続性のあるものにしなければならないということで、この収支の差額、基金に頼る部分をなくしたいということで、これを早急にやりましょうと。議員御指摘のとおり、本来ならば人件費等の削減で対応すれば、そうした意味での影響は少ないわけですがけれども、御承知のとおり、定員適正化計画によっても、それにはかなりの時間がかかってくるということで、こうした投資的経費の部分を含めて、その収入に応じた予算編成をということでやってまいりました。

今回の予算編成に関しては、相当な長期間、時間をかけておりますので、それぞれ事務分野、事業分野別に精査を重ねて、緊急性の度合い、あるいは波及効果の度合い、あるいは、もちろん安全・安心の度合い、そういったことも現場調査等を重ねた上での予算編成になっております。そういう意味ではもちろん、いわゆる住民の方々の方々の要望にはこたえられない部分もあったわけですがけれども、手順を踏んできたというふうに考えております。

また、いろいろな要望に接しますけれども、やはり、前も言いましたけれども、あった方がいいというものよりも、本当に必要なものに対して予算を投入してきた、そういうふうな予算編成でありますので、ご理解をしていただきたいと考えております。

また、午前中申したように、こうした経費削減というのは限界がございますので、こういった姿勢を今後ずっと続けていくことは不可能だし、そうやっては本当に町の活力を失うことになると思いますので、午前中言ったように、その効果というのをしっかり見据えた予算査定あるいは予算執行を今後ともしていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） それこそ今、町長の答弁の中で、持続的に財政運営をやっていくためには、まず財政の立て直し、やっぱり必要だという話でした。そのことは十分理解しております。

ただ、先ほども言いましたけれども、この川根本町の財政というのは、川根本町固有の資産だけで、財源だけでやっているわけではない。逆に言うと、かなりの部分を国や県や、それから町債等に頼っているというのが現実。そうだとしたら、その中で、まさに持続性のある財政運営をしていくというためには、国や県からの補助金、それから有利な起債等をバランスよく使った形での長期的な展望での財政運営というものが必要になってくるのではないかと、そんなふうに思います。

結局、今度の予算を見ても、国や県の支出金、それから起債の部分で6億程度、かなりの部分が、普通というか、今までと同じ財政運営をやれと言っているわけじゃなくて、今までと同じような財政運営をしていたならば、当然、川根本町に入っていく、そしてそれは、当たり前のことですがけれども、住民の行政サービスに使われた部分、その部分を減らすような財政運営の仕方をしていくと、結局は、10年というスパンの中で見たときに町民にとって

いい形じゃない、全く100%自主財源でやっているならまだしも、そうでない我が町としては、その部分はやり方として、もったいないやり方になるんじゃないかなと、そんなふうに思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 起債の活用というのは、やはり現時点での活用と後世に残す負担、あるいはそうした世代間の公平性を保つための起債の活用とか、さまざまな側面があるかと思っております。したがって、単純に、今、起債を減らせばそれですべていいかということにはとらえておりませんが、やはり後年度負担、あるいは後年度ますます高齢化する中で、現役世代の働く人たちの負担をより軽減するためにも、やはり10年、20年、30年といったスパンで財政運営というのを見る視点も必要だろうと考えております。そういう意味では、現在のいわゆる借金の額あるいは毎年度の起債の償還等も考えながら、現在、ことしの過疎債等の借り入れの額を決めた経緯がございます。

また一方で、借金をして基金をつくるというおかしなことです、やはり有利な起債を活用して、特に後年度のまちづくりに役立てるということで、昨年、議会の御理解を得て、合併特例債を利用して10億円の基金もつくらせていただきました。

そういったものを兼ね合わせながら、後年度の返済の負担ということも考えながら、あるいは現時点でのまちづくりの状況を考えながら、必要なものは借り入れしてでも、あるいは過疎債を活用してもつくっていく、今、そういったことをやっているわけであります。

今の行政、我々がやっていることしの予算編成が100%正しいものという認識を持ってはおりませんが、我々としては最善の努力をしたものだと考えております。今後とも、議員も初め、議会あるいは町民の方々のさまざまな御意見等も加味しながら、軌道修正あるいは微調整をしながら起債の活用あるいは財政運営をしていきたいと考えております。さまざまな御指摘は謙虚に受けとめながら、財政運営をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） 重ねて聞きます。

今、町長のところで出てきた10億円の振興基金ですか、これは10年後に生きてくる、それまでは果実運用というような形です。でも、今まで、町の基金の部分と、それから町の借入高の部分のバランスということを考えたときには、かなり大きな存在のものになるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

また、先ほども申しましたが、10年後の職員が50人減るということは、10年後には今よりも確実に3億円ほどの人件費の削減になるということです。

こういう点をとらえたときに、本当に、今大変だからといって財政を小さくしてしまって本当にいいのだろうか。また、職員の方がいろいろなものを、有利な事業を持ってこうとしている、また、いろいろな形で住民に行政サービスを充実させようとしているときに、トップである町長がすごく後ろ向きな、慎重であることはいいことなんですけれども、職員

に対して旗を振らないというような形のものになっていくと。やはり一番大事なことは、確かに先ほどのところで、いろいろな事情があって、ことしの投資的経費が減った部分は理解はできるんですけども、そのことを問題にしているんじゃないくて、小さくなったなら小さくただけで、もっとそれじゃ、職員の人たちがいろいろな有利なものを、住民のために有利なものをどんどん探してくるという部分の枠も大事なことであって、その部分はどうしても、極端な形で投資的経費を減らすというやり方は、この町にとっていいやり方じゃないのではないかなと、そんなふうに思います。

その点において、一般論というよりも、具体的な中で10年後の10億の振興基金、それから人件費は、町長も言っているように、確実に50人の数を減らしてくるというところまで考えている中で、どうして今、投資的経費をこれほどに減らすような考え方、それから、町長の答弁では来年度も同じように据えていくよというような話だったんですけども、なぜそれまでをしなければならないのかという点について、もう一度御説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 財政の自由度を失っていけば、我々が川根本町を誕生させた意味そのものが失われるということで、その財政の自由度を確保するために、こうした経費の削減を行っています。ただ、議員は投資的な経費ということ言われておりますが、投資的経費のみならず、さまざまな分野で見直しをしながら、全体的な経費の削減をしているところであり、数字的にはその投資的経費の部分がクローズアップされますけれども、さまざまな分野で見直しを行っているところであります。

それから、現在私もさまざまな国・県の会議等に出席しておりますけれども、もう大きな流れが、補助金のばらまきというのはもうないわけですけども、しっかりとしたプランを持って、あるいはまちづくりのその成果というのを具体像を持って、それに対して計画を持った地域には、厳しい国家予算の中でもさまざまな支援策というか予算がついております。

そのためにも、今、我々は町総合計画という、あるいは地域像をつくり、それに向かってこういう町にするんだという具体策を持って、それに近づくためにはどういう作戦が必要で、その作戦を成功させるためにはこういう施設あるいはこういう仕組みが欲しいんだということで、それを今やっているところであります。そうしたことに關しては、職員の方も意欲的にやっておりますし、そうしたものが形になれば、当然、国からの支援あるいはそうした制度的な利用も十分可能だと考えております。

そういう意味では、私は不安を持っておりませんが、今の財政規模が我々の身の丈に合っていないという認識を私は持っておりますので、それを身の丈に合わせると。それがまず肝心かということで、19、20年度、やらせていただきたいと思います。また20年度の具体的な額については、やはり19年度の途中経過を見ていかなければならないと思いますけれども、そうすることによって、今言われたような新しい提案を受ける財政的な余裕というのも

出てくると思いますし、さまざまな取り組みも可能になってくるのではないかと、そんなふう
に考えております。

職員の人件費、この10年間、確かに3億円減るという想定ができますけれども、当然その
分、いわゆる合併算定替という交付税に対する特典も減ってきますので、そういった部分も
想定しながら、身の丈に応じた財政運営をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） 町長の答弁の中で、再三、19年度と20年度はこういうかなり小さい
予算を組んで、それで財政を立て直すというか、身の丈に合ったものにしていくんだという
考え方、つまりこれはそのまま、19年度と20年度はなかなか住民の要望にはこたえられない
部分があるよということなんですけれども、ただ、日々続いている行政が、2年間はちょっ
と待ってくれというような対応でいいんだろうかと、そのところをすごく疑問に思います。
やはり、今必要なことは今やらなければならないし、1年後、2年後だったらそれほど効果
が出ない場合だって考えられる。また、具体的な事業というのは僕らのところには見えてこ
ないけれども、職員のレベルなら有利な事業があるのかもしれない。その部分も手を出さ
ないというようなやり方をしていると、2年待ってくれという言い方は、行政のトップとし
てはすごく無責任な言い方になるのではないかなと思います。

それと、重ねて言えば、やはり同じ町長がやって、同じ町長がつくったものですので、新
町建設計画というものも全く無視して、財政力がないからその部分はもうできないんだよ
という話ではないと思うんです。だから、一番大切なことはまず、当初、こういう町をつく
るよ、そのためにはこれだけのお金もかかるよといった部分を何とか崩さない、崩すにして
も必要最小限の中で運用していくという努力が十分なされているのかというような気がしま
す。その点について、町長としては重ねた答弁になってあれになるかもしれませんが、
やはり重大なことは、一点に絞れば、新町建設計画がどのくらい変更されて実現可能な
ものとなってきているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） それは認識の違いがさまざまあるかと思いますけれども、現時点で
どうしても必要なものは待ったをかけて、その財政改革をやっているという、もちろんこ
ういったものがあつたらいいというのはあるけれども、それをどうしても必要なものに絞り
込むという、そういった予算編成でありますけれども、それを住民の直接に影響することが
できないからやはり時間をかけてやっているわけで、もしこれがストップができるんだつた
らもっと一遍にやって、それができないからこうして、18、19、20という形でやっていく、
そういうふうなことで、現時点で何かがストップしているとかという認識は、そう私は、個
別ではあるでしょうけれども、大きなものとして、それも維持しながら改革を進めていくと
いう認識であります。

それから、新町建設計画は相当幅の広い構想も持っておりますので、この実現の度合いと

か可能性と言われても幅広い質問になりますけれども、少なくとも新町建設計画のいろいろな理念というのは総合計画に受け継いでいる。

例えば、具体的な例として、新町建設計画の中では主要プロジェクトというのが5点ほど挙げられております。例えば、新町と周辺地区との交通促進に向けた主要幹線道路の整備というのもプロジェクト2で挙がっております。これに関しては現在、各種バイパスの工事が進んでおりますし、これに関しては実現の段階を踏んでいるという考えでおります。

プロジェクト3の本川根振興センターについても、再三言っているように、建設委員会等を開きながら、実現に向けて着実な一歩を進め、来年度中には本予算も計上できるのではないかなというふうに思っております。

また、プロジェクト4の川根茶ブランド維持強化についてもお茶まつり等、あるいはさまざまな先ほど午前中にありましたようなイベントを通じて、川根茶にこだわらず、さまざまな地域の資源のブランド化に努めているところであります。

プロジェクトの中で大きな課題と言われた高速通信網、光ネットワークの整備に関しても、現在、県が全県的な整備計画の研究を進めて、我々もその仲間に入って検討しておりますし、既存のさまざまな組織との連携によって、これも少しずつではありますけれども、実現に向けて今、調査・研究あるいは連携が進んでおります。

残るプロジェクトはマイスター制度であります。これも認定制度でありますので、これも具体化に向けて進めて、どちらかといえば、これはソフト事業でありますので、皆様の協力が得られれば成果が上がるものができると考えておりますので、そういう意味では、ここに挙げた5つのプロジェクトというのも決して想像だけのものではない、現実に進んでいるというふうに考えております。

また、さきに戻りますけれども、それぞれの各課から上がった緊急性の事業というのは当然採択しておりますし、今後取り組まなければならない分野についても予算を計上しているつもりであります。もちろん、さまざまな打ち合わせ会議等で職員の意向あるいは提案等も受けとめてきたし、これからもそういう組織のグループ化、フラット化をしていかなければならないと思っておりますので、意思の疎通が図りやすい役場運営を心がけて、提案というのは受けとめられるような仕組みをしっかりとこれからもつくっていききたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） 財政運営の上で、急激な規模の縮小を行うことの問題点についてはなかなか御理解がいただけなかったなという気がしますけれども、これはまた19年度の予算、それからその執行、決算、いろいろなこれからの中で見ながら何回も話をしていく価値のある話じゃないかなと、そんなふうに思っているのです。ここで結論を出そうとは思いません。

それから、もう1点、質問をしていたことがあります。というのは、つまり行政と住民がパートナーシップを持ってこれからやっていくという、新しい行政のやり方というものをつくっていくこと、これは単に役場のスリム化ということではなくて、そのことが本来、住民

と、それから行政とのかかわり方なんだよというようなことですが、まさにそのとおりだと思います。

そこで、お聞きしたいと思いますが、住民を信頼のできるパートナーとするためには、まず住民そのものが行政以上にこういう世の中の変化というものに対してそんなに経験がない、全く経験がない、それから知識がないと言ったら怒られるかもしれないけれども、経験がないという中で、それでは、両方が対等な形で公共のことを担当していくために、それにふさわしいパートナーシップとしての力をつけるために行政として何をやらなければならないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 対等なパートナーシップをとるためには、まず信頼関係を構築しなければならないということで、当然、一方の当事者である行政が公平、公正、透明な行政運営をすることがまず大前提だというふうに思っております。私も含めて、役場の職員が公平あるいは透明性のある日常活動をしていかなければならない、あるいは判断をしていかなければならないと思っております。

それを前提として、次に必要なことは、課題を共有することであります。やはりそのためには、前々から言っておりますように、情報を公開し、共有するということであります。まずこの一方の行政のその透明性、公平性、そして情報の公開、これが必要であろうかと思っております。それから、その次の段階として課題の洗い出し、何が今課題なのか、あるいはそれを取り巻く環境は何なのかということを情報公開も含めて地域全体が考えること、これが第3段階だというふうに思っています。

その上で、じゃ、何をしなければならないかがそれぞれの立場で、対等でありますので、行政も住民も各種団体も、先ほど言ったような、その重なる部分も含めて、役割をしっかりと認識しながらまちづくりを進めていくことが大事なというふうに、基本的にはその4つを念頭に置きながらまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） 時間も残り少ないと思いますが、多分、今、町長が言ったことをやっていたら、信頼のおけるパートナーというのは多分、何年たってもできてこないんじゃないかなと、そんなふうに思います。というのは、まさに、今はいろいろな意味において対等なわけではないですね、力関係が。力関係というか、もちろん住民の方が上ということもあるけれども、いろいろな事業を執行していく上においてのノウハウとか、それから財源とか、そういういろいろな面において、まだまだとても対等という形ではない、パートナーシップと言えるものではない、ただ、絶対に住民の人、ほかの人は関係なくて、住民の人にそのパートナーシップの片棒を担ってもらわなければ、この新しい町がやっていけないというふうに覚悟するならば、住民の方がそういうふうになるようにもっと具体的な話をしないと、今、町長が言ったような情報の提供とか、そういうことだけを言っていたら、情報

の提供の前にまず同じレベルで同じ席に着いてくれるという部分のところがないと、それまでは行政としては全然動けないんだよということでは、いつまでたっても実現はできないと思います。

そういう点においても、もっと具体的に、町長どうするのか。それじゃ、その住民の人がパートナーとしてふさわしく力をつけるために何をするのか、行政で。そのところをお聞きします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） これは理念、考え方の問題ですので、当然行政としては、現状の状況というのをお示しする、こういう課題がありますよ、こういう問題があります、あるいはこういう状況ですよ。それをそれぞれが考えていく。行政が主導するというより、やっぱり住民の方にも、あるいは団体の方にもそれぞれの立場で物事を考えていただく、そのための基礎的なものを出していくという、そういうことがパートナーシップの前提ではないかと。我々がどう指導するとかという部分ではないような気がします。

ただ、我々は予算という一つの資金を持っておりますので、その活用に関しては、やはりそれを上手に活用するということをしっかり念頭に置きながら、要望等を聞きながら、あるいは時代背景をしっかりと認識しながら活用する。そういう意味では、執行部あるいは行政の役割というのは大きいものがありますが、パートナーシップというのは、だれだれがしていただくとか、指導するとかというものではないような気がいたします。少し、答えにはならないかもしれませんが、それこそ対等な関係だと私は思っております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） もう時間がないと思いますので、これをもって……それではもう少し、大事なところですので、やらせていただきたいと思います。

というのは、このところで、今までも何回も突っかかってきたなと。まず、総論の部分では同じ考え方を持っているけれども、このところでちょっと変わってきていると。

それは、1つは、町長というか行政に明確に答えられない、具体的な施策というものがなからだと思えます。そして、今までと状況が違うというのは町長も十分認識していると思えますけれども、こういう財政状況の中にあっては、住民と行政がパートナーシップをとった方がいいとかという問題じゃなくて、そういうやり方をつくっていかないと、この町がやっていけませんよという、まず認識がなければならないと思います。

また、その点については、町長はあると思います。あるとしたら、住民がどういうふうに片棒を担いでくれるだけの力をつけてくるかということについての具体的な施策がないと、住民が何が足りないかといえば、住民にとっては行政的な知識であったり、それから大した金額ではないけれども運動資金であったりとか、そういった部分を動かすことによって、だんだん住民が力をつけてきて、そして理想的なところでは、まさに公共の片棒を担いでくれるというような、そんな段階になってくるんじゃないかと、そんなふうに思います。そうだ

としたら、今、その入り口に立っているわけですから、それから認識としては、そういうふうな町にしていけないとこの町はやっていけないんだという認識も共通なわけです。

そうだとしたら、具体的にどういうふうに働きかけるのか、どういう政策をとるのか、このところがないと、結局、できない話になってしまうんじゃないかなと、そんなふうに思います。その点について、ここでけりをつけるという話じゃないですけども、もう一回、町長の覚悟というものをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 当然、これからのまちづくりというのは、こうした協働によって行っていくんだということで、そこに必要な部分というのはあらゆる面で支援というか、財政を持っている立場としての支援あるいは応援をしていかなければならないというふうに思っています。

だから、そのやり方として、先に行政がやるというんじゃなくて、やはり住民の方々からこういったことをしていきたいんだという、そういった提案が出てくるような雰囲気というのをつくっていききたい。そうならば、逆に、補助金があるからこういった仕事をするんじゃなくて、こういうことをやりたいんだと、それにはどうしたらいいかといったときに、自己資金でやる、あるいは補助金も使えるんだというような、そうした流れというのをつくっていききたいなというふうに考えております。

行政と住民とのかかわりというのは、当初のころはやはり、行政にこうしたことをしてほしい、あるいはこういったことをやってほしいという要求型だったと思っております。それがだんだん提案型とか、そういった形に変わってきた、こうしたらどうですかと。その次に、例えば、一緒に考えていくというような参加型になってきたと。ここまでは、きっとそれぞれの段階、各地区で踏んでくると思いますが、先ほど議論したように、これから先は本当の意味でのパートナーシップを持って、物事を一緒に考えていくんだ、その中で役割を認識していくんだという、そういう形にしていきたいと。

それぞれ、行政の分野があって、まだ要求型の分野が強いところもありますし、あるいはもう提案型まで来たところもありますし、あるいは一緒に考えている分野、そういった分野も発生しております。そういったものをひっくるめて、どの分野でもパートナーシップが組めるような仕組みにしていきたい。それは、一概にこれとこれだということは、やっぱりその分野で考えていかなければならないと思いますけれども、そういう意味では、ことし配布する町の財政に関する各戸配布の予算書というのもしまざまなきっかけになっていくんじゃないか、あるいは住民懇談会等も開く中で直接対話することで、それが、最初は要求型であっても、次第に参加型、そして提案型、そしてともに分かち合うパートナーシップにつながっていくんじゃないかと。私は、これは時間がかかる、でも、時間がかかってもやっていかなければならない、そんなふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） これで、板谷信君の一般質問を終わります。

次に、久野孝史君の発言を許します。8番、久野孝史君。

- 8番（久野孝史君） それでは、2点ほどお伺いします。

昨年の田代ダム第2発電所の水利権の更新については、新たな大井川の河川維持流量のあり方について協議され、減水区間を大井川全体、また必要な河川維持流量を科学的根拠から協議を進め、動植物の保護、景観、そのようなものもほぼカバーできるような流量を放流するということと、100年流量での10年の許可期間が合意されました。しかし、還元流量などの方式によって、大井川への上乗せ放流はなく、今後も放流量のデータのモニタリング、また大井川全体を、流域全体をどういうふうにとらえたらいいのかを検証する必要があると思います。

そして、それらを踏まえて質問しますが、平成20年7月9日に許可期限が到来する井川発電所並びに奥泉発電所の水利権更新があります。当町の総合計画等の基本構想の中には、随所に、大井川に注がれる水をもとに潤いのある河川景観と自然環境の回復を進めていくことが掲げられております。そこで、これらの水利権更新に対する当町の取り組み方、また町長の大井川の水に対する考えをお聞きしたいと思います。

また、次に、2点目でございますけれども、これも基本構想の中、この次に出てくると思いますが、総合計画の基本構想の中でございますけれども、当町は四季折々の景観を持つ里山など、美しい自然やささまざまな特性を持つ施設、文化、産業など、オンリーワンのすぐれた資源を持っている町であり、今定例会の町長の冒頭あいさつの中でも、自然を活用した生産活動と、それが住民の生活に密着し、それらが相まって当町の魅力を創出している。また、こうした自然環境と生活基盤、生活環境の調和を図っていく必要があるとし、地域の価値は環境、文化、景観で決まると述べています。

そこで、環境に対する基本的な考え、環境基本条例ですが、現在、環境基金条例は先般制定されましたが、環境基本条例の制定を考えているのか、またそれはどのような条例を想定しているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

- 議長（佐藤公敏君） ただいまの久野孝史君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。
- 町長（杉山嘉英君） それでは、久野議員の質問にお答えいたします。

大井川の流況改善の問題と環境基本計画の問題であります。

冒頭、まず最初に、大井川の流況改善の話であります。

平成20年7月9日に許可期限の到来する井川発電所、奥泉発電所の水利権更新に当たり、大井川流域、特に上流部の町である川根本町として、現在の大井川の河川環境の状況にかんがみ、利水者であります中部電力に対して住民の気持ちを十分伝えていけるよう、粘り強く交渉の場を持っていきたいと考えております。当然、今回の交渉は、下流の利水者の皆様のこととも考慮して交渉していかなければならないと考えております。本来の水を大井川の河原に流していただきたいという地元の熱い思いと、大井川流況改善に対する流域全体の総意を

もって交渉に臨んでいきたいと考えております。

要望の要点としては、今回、2発電所の水利権更新であります。2つの発電所の利水における減水区間の河川環境の改善のみに目を向けているのではなく、田代川の水利権更新のときと同様、大井川全川の流況改善を要望していきたいと考えております。

また、田代ダムの水利権更新においては、水量を基本に考えて交渉をしてきたところでありますが、今回の水利権更新については、ダムからの放流水の濁度が高い区間については住民からしばしば御指摘を受けているところでありますので、今回は水量と水質を同じように扱い、両方の改善策を要求していきたい、要望していきたいと考えております。数値等については、現在、大井川水利流量調整協議会のモニタリング部会で実施している検証結果も参考としながら、基本的には田代川での合意事項である各地点での環境改善を満たせる水量、水質を要求していきたいと考えております。

当然、河川環境なりの改善と整合性を合わせるためにも、あるいはそれを確認するためにも、許可期限に関しては30年は長いというふうに考えておりますので、従来どおり10年という期間を要求していきたいと考えております。

田代川の水利権更新において、大井川全川を考えている基本的な方向性が確認されておりますので、今回の交渉においても、そうした基本的な認識のもとで、例えば大井川ダムでの下流での水量、そういったものを議論をしていきたいと考えております。

続いて、環境基本条例であります。環境基本条例の制定についてという御質問であります。

昨年12月議会の際にも触れさせていただきました。川根本町のすぐれた自然環境や生活環境を維持、保全、創設していくために、環境・景観保全に配慮した施策展開を行っていくことは、非常に重要かつ有益なものと考えております。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会構築と地域特性を生かした自然との共生の確保に努めるということは、現在及び将来における限られた資源を、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的並びに文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本に考える必要があると思います。

環境基本条例制定を目標に入れ、平成19年においては、環境・景観保全等に関して総合的に研究する方向で取り組んでいきたいと思っております。また、来年度以降から実施される第1次川根本町総合計画基本構想の中でも、町環境基本条例の制定も示されておりますので、全町的に考えていきたいと考えております。

また、内容についての御質問がありましたけれども、現在、こうした条例に関しては、環境基本条例あるいは景観条例、そして大きな意味で町の総合計画を実現するためも含めて、まちづくり条例等の必要性を考えております。いずれも深く絡んでおりますので、総合的にこういった形で想定するのか、基本的にはこの3本の条例というのが必要かと思っておりますけれども、その内容等については、関係を整理しながら進めていきたいと考えております。

また、現在、本庁舎、総合支所、文化会館における環境負荷の軽減を図るための仕組みづ

くりに取り組んでいく方針を決定し、エコアクション21の認証・登録を実行しています。この制度は、環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築、運用、維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するために、環境省が策定したガイドラインに基づく中小企業、学校、公共機関等のための認証・登録制度であります。役場で導入後においても、町内の事業者の皆様にも普及振興も期待できるものであります。これとの関連性も検討していきたいと考えております。

また、現在、一般廃棄物の条例も制定しておりますが、そういったものとの関連性も検討しながら、環境基本条例、そして景観条例、そしてまちづくり条例の制定に対する準備を進めていきたいと考えております。

いずれにしても、こうした条例というのは、条例があれば効果が出るというものではないです。先ほど言ったように、住民との協働という姿勢がなければ成果は発揮できないと考えておりますので、この編成過程においても住民の参加、協力、提案を入れながら、ある意味では時間をかけて、町民と意識を共有できるような条例をつくっていききたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

○8番（久野孝史君） それでは、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

今のお答えの中で、下流域への考慮とかそういったものがありましたけれども、これから田代川を初めとする河川維持流量の効果と影響の検証、それとともに大井川全川に対する河川景観、河川利用について、また農地の減少と関連した下流域の農業用水の関係、それからいつの間にか正当化された工業用水の減少とか、上流の立場と下流域との連携を絡めつつ、大井川の水というものをどのように利水していくか思考していかなければならないと思いますけれども、とりあえず最初に大井川の水に対しての町長の総体的な考え方というものをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 大井川沿川に住む住民の素朴な気持ちとして、本来、水は大井川に流れるべきだ、それを前提としてその利活用をそれぞれの立場で、お互いの立場を尊重しながら利用、保全していくものだと考えておりますので、私は本来、大井川の水は大井川の表流水として存在すべきだと、そういう認識を持っております。

○議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

○8番（久野孝史君） それと、先ほど、要望ということがありますがけれども、これは1月24日、全協において提案された中部電力様に対する要望書の案というものがありませんけれども、そのことだと思いますけれども、その取り扱い、またちょっと内容についても、具体的な数字とかそういったもの、出ていないような感じもしますので、取り扱い、またこれからどういうふうに展開していくのか、またこれは川根本町の単独ではなく、清流を守る会協議会と

かそういったものを活用して、流域全体の要望書として連携するような考えはありますでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 当然、来年に更新が来ることはわかっておりましたので、庁内においてもさまざまな検討をして、どのような環境・流況改善を図っていくか検討してまいりました。その結果を受け、さまざまな方々にアドバイスを受けながら、あるいは議員おっしゃるように、議会にも提案させていただいて御意見を伺ってきました。その過程で、大井川を再生する会という住民の団体の方々が2月のシンポジウムを開いていただいて、住民の意識の共有あるいは新たな改善に向けての意向を固めていただいております。

そうしたことを受けて、川根本町として要望書を年度内に中部電力に正式にお届けしたいと考えており、これはあくまでも、現時点では川根本町の要望ということで提出いたします。そして、その後、この要望に対する利水者としての中部電力さんの対応を見て、今後の運動を進めてまいりたいと考えております。当然、先ほど言いましたように、全川にかかわる、それぞれのダムの水利権の更新でありますけれども、これは大井川全川の環境改善という視点でとらえておりますので、例えば大井川の清流を守る研究協議会、そういった組織の機関として、この改善運動を進めていけるよう、今後とも働きかけ、あるいは協議を続けていきたいと考えております。当然、その前提となる川根本町からの要望書に対する中部電力さんの対応というのを踏まえながら、そうした運動を進めていきたいと考えております。

要望の内容については、先ほどの冒頭の中で大まかなことを言いましたが、数量的に言えば、田代川で使われた、大井川各地点での魚類の生息環境を維持するために、流域面積当たり幾らの水が必要かということで田代川地点での放水量が決定され、それをもとにさまざまな交渉がされた経緯がございます。そういった同じような算定方式をとると、大井川ダム直下あたりでは、約4トンから10トンぐらいの、季節変更があります、そういった水量というのが計算上出てくるというふうにとらえております。もちろんこれは、それを一つの目標として環境改善の一つの目標値とすることであって、すべてここに集約されるわけではありませんけれども、当然それをもとに利水者の状況あるいは下流に対する影響あるいは下流の御理解というものも含めて協議を進めていきたいと考えております。日流量で計算すれば、今言った4トンから10トンという放流量になってくると。ただし、先ほど言いましたように、水量だけの問題では今回ございませんので、いわゆるきれいな水をどういうふうに確保するのか、その量はどのようなルートで確保できるのかということも検討していかなければなりません。放水量だけの問題ではないと考えております。

いずれにしても、今回、この水に関しては発電利水者の中部電力さん、そして下流利水者に直接影響する問題でありますので、そうした方々との利害関係の調整を図りながら地元の、先ほど言いました大井川の水は大井川の水という、そういう素朴な要望というのに近づける努力をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

○8番（久野孝史君） 今、根拠の中に、大井川水利流量調整協議会、モニタリング部会ですか、そういったものの話が出ましたけれども、この会は一応、何か5年間とか、そういった存続されるようなあれもありますけれども、今回の水利権の更新とか、そういったものをどのように調整していくのか、また整合性とかどういうふうにとっていくのか、またこれはどちらかといえば並列というか、同じような形で進めていくのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） この分野に関しては、私の一委員としての私見というふうにお受け取りいただきたいと思っております。

大井川の水利流量調整協議会というのは、田代川のダムのことによって設立されておりますので、そのダムに関係した協議をし、一応の合意点を見た後は、その検証結果を協議する場として存続されております。今回は、田代ダムの水利権更新ではありませんので、やはり組織としては、もし協議するなら、別な組織の立ち上げをという形になろうかと思っております。

ただし、モニタリングの結果というのは当然、我々が要求する水量にも影響しますので、全く関係なく存在するというふうにも思っておりませんので、連携あるいは並列というような形で、お互いに補完しながら、水利流量調整協議会のモニタリングの結果を受けながら、今度の新しい水利権更新をするというような形になろうかと思っております。

いずれにしても、その5年で結論が出るかどうか分かりません。現在5年間、ある一定の期間でモニタリングをして、その結果をまたその流量の確定に反映するという方針でありますので、現在のところ、確定的なことは申し上げられない状況であります。

○議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

○8番（久野孝史君） 今後、どのような体制というか運動をしていくか、また先ほどちょっと再生する会との内側の、その町内というか、地元の話が出ましたけれども、久野脇の発電所の水利権更新期には、全町的運動として、議会、区長会、住民を巻き込んだ対策協議会等を構成しました。それをまた川根3町の連携でもって水返せ運動を行ってきましてけれども、今後はどのような住民の盛り上がりを期待しているのか、どのように盛り上がりを持っていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 行政の立場で、これからも水利権の更新を一つの契機として大井川的环境改善を図っていききたい、あるいは大井川の整備計画等の成立を待って、もっと全体的な中で環境改善を図っていききたいということは前から言っておりますけれども、現時点ではまだそこまでいっておりませんので、更新のたびに環境改善を図っていくという姿勢でいききたいと思っております。

そういう意味で、我々も地元の自治体として、発電利水者、下流利水者あるいはさまざまな、国土交通省あるいは静岡県といった許認可関係のことと調整を図りながら流況改善を図っていきたい。やはりそれを方向づけをしていただく、あるいはそこにエネルギーを与えていただくのは住民の本来の思いというのを結集した形で、そうしたさまざまな動きをしていただくことがそうした流れを加速させる、あるいは方向づけさせるものだと考えております。

これは行政が指導して、それを圧力にするとかということではなく、やはり住民の素朴な気持ちとして、我々はこう思っているんだというものを素直にあらわしていただきたい、そういうふうにして、当然そうなれば、この大井川流域の住民の方々の素朴な気持ちというのは当然、一つの流れに集約できるだろうというふうに私は考えております。そういったものを受けて、そういった住民の素朴な気持ち、本来、自分たちの環境を取り戻したいという熱い思いを受けて、私も発電利水者あるいは下流の方々と協議をしていきたい。

どこか、だれか一方だけの意見が通るという世の中ではないと思っております。やはりさまざまな社会性をそれぞれの団体が持っておりますので、それを加味しながら、しかし本来の環境とはどうあるべきかというその視点をしっかり意識しながら運動を粘り強くやっていきたいと考えて、やはり幾つか、その時代時代に行政として、あるいはトップとして何が何でもやらなければならない、そういう課題にぶち当たると思うんですけれども、田代のときもそうでしたけれども、今回の大井川のこの水利権更新も非常に優先順位の高い、あるいはこれからの地域のあり方、あるいは環境を左右する大きなことと思っておりますので、やはりそうした住民の後押しを受けながら運動を進めていきたい、そういう状況も住民側の発意としてやっていただければありがたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

○8番（久野孝史君） そのとおりで、住民の盛り上がりがないとやはり運動というものはできませんので、どうか情報等も開示してもらって、盛り上がりのある運動にしていきたいと思います。

それと同じような環境の問題で、先ほど言った環境基本条例の制定でございますけれども、近隣の市町では御前崎市が18年12月、それから島田市が17年5月、牧之原市は審議会条例ですけれども17年10月などに制定しています。

県の条例では、目的として、環境の保全、創造について基本理念を定め、住民の責務を明確とするとともに、計画の推進、健康で文化的な生活の確保に寄与するとしていますけれども、当町にあっては、特に観光、それ以上に景観や施設、また特産のお茶の生産等、まさに環境に寄与することが多いものですから、当町らしいというか、大井川の水と同じようなことなんですけれども、当町らしい条例をどのようなものとしていくかお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） いわゆる環境条例というのは、さまざまな循環型社会を、本来の形で

循環型社会をつくっていかうというものだと思っております。水の循環であり、あるいは物質循環であろう、あるいは大きく言えば、大井川の水が流れて海から、また雨が降る、そういったものを、水、いろいろな意味での循環を確保しよう、さまざまな循環の輪を確保しようということが基本だと思っております。

当町の場合は、特に南アルプスの原生自然環境保全林とか、本当に手つかずのすぐれた資源も持っておりますので、そういったものを意識するような条例であり、観光の町でありますので、それをやはり生かしていかなければならない、あるいは保全していかなければならない、そう思っておりますので、環境性あるいは社会性、そして経済性、そういったものがうまくつながっていくような環境基本条例でなければならないと思っております。観光に利用するから利用だけを前面に出した条例でもいけないし、そうかといって保全だけが前面に出た条例でもいけない。そうしたバランスのとれた条例をつくっていきたいと考えております。

それからもう一つ、やはり役割、それぞれが果たす役割というのをきっちり認識していただけるような条例でなければならない、そんなふうにも考えております。

やはり特徴のあるという御指摘を受けましたけれども、先代の方々から大井川の環境改善に関してはさまざまな努力がされてきております。やはり環境基本条例の中にも、そうした今までの経緯というのをしっかりはめ込むような条例というのがあればいいなと、私は現時点では個人的に思っておりますし、当然、大井川の水を返していただきたいという要望をしているわけでありますので、当然、水を返していただければ、それによってマイナスの面をこうむる方が出てくるわけであります。現時点では、マイナスの面を超えている。したがって、返ってきた水をどのような環境に、あるいは暮らしに、あるいはこの広い地域の環境保全に役立てていくか、そういったことも役割、責任を明記できるような条例になればいいのかなと、そんなふうにも私は考えております。

○議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

○8番（久野孝史君） それでは最後に、先ほど19年度の言及で、総合計画の20年度からの制定というような話になっておりますけれども、今後の進め方、また基本計画ができれば当然、先ほど言った景観条例、また排水等の条例とか、そういったものもできてくると思いますが、審議会とか委員会とか、そういったものも立ち上げる必要があるかと思っておりますけれども、そのような進め方はいかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 条例制定に向けての進め方ということでよろしいですね。

これに関しては、やはりその進め方自体も非常に今後の住民の協働を得るためにも必要だと思っております。それについてもしっかりと検討しながら、あるいはメンバー、あるいはそういったことも周知しながら、より幅広い人に参加していただきたいと思っておりますので、その研究からまず入りたいと思っております。19年度はそうしたものの基盤づくりということ

で、今、具体的にこうやるというところまではいっておりません。また、場合によっては予算措置も必要な場合も想定されますが、そこまでもしておりません。とにかく、その条例に向けて、幅広い意識の高揚あるいはシンポジウム等の開催等で意識を高めていく。その後で、じゃこういう方向でというのを固めていきたいなと考えております。

また、特に環境基本条例の場合は、制定後が大変重要になってくるというふうに考えております。ある程度、この環境基本条例等をつくった後、こういう成果を毎年毎年意識してやっていくんだという、その成果を公表することも必要だろうし、あるいは、先ほど言ったように、途中でそのプロセスを公表して、それに対する評価を得ながら軌道修正して、よりよい成果を出していく、そういった仕組みも考えていかなければならないと思いますので、やはり準備等にも相当な研究とある程度の時間が必要ではないかと。実効性のある条例あるいは意識が共有できるような条例を、つくる段階から住民の参加を得ながらやっていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） これで、久野孝史君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2 議案第28号 平成19年度川根本町一般会計予算

日程第3 議案第29号 平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第30号 平成19年度川根本町老人保健特別会計予算

日程第5 議案第31号 平成19年度川根本町介護保険事業特別会計予算

日程第6 議案第32号 平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

日程第7 議案第33号 平成19年度川根本町温泉事業特別会計予算

- 議長（佐藤公敏君） 日程第2、議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算から日程第7、議案第33号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計予算までの6議案を一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第33号までを一括議題とします。

本案について、予算特別委員会の報告を求めます。予算特別委員長、森照信君。

- 予算特別委員長（森 照信君） それでは、平成19年度予算について、予算特別委員会に付託されました審査の経過と結果について報告いたします。

3月6日の本会議終了後に正副委員長の選出を行い、審査日程、要領について協議をいたしました。

3月7日から14日までの5日間、ハードなスケジュールの中、平成19年度一般会計予算から特別会計5件の予算審査について、それぞれの所管課長及び局長の説明を受け、審議を行いました。

14日には現地調査で農林業センター、地名団地の現地視察を行いました。視察後、午前10時30分から、議案第28号から議案第33号までの採決を行っております。

審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第29号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第30号、平成19年度川根本町老人保健特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第31号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第32号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第33号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の結果状況の中での意見、質問、要望につきましては全体を報告すべきですが、皆様のお手元に資料を配付してありますので、要望等幾つかを抜粋して、朗読で報告させていただきます。

総務課・管理課所管。

2款1項1目一般管理費、行政改革推進委員会メンバー構成はとの質問に、区長連絡会、議会、有識者などで構成され、行政改革大綱の検討など、行革に踏み込んで提案するとの説明があった。

2款1項8目自治会振興費、区自治会事務取扱交付金については、遠近割を変更し、各地区の会館・集会所から本庁と総合支所の距離で計算をするとの説明があった。

次に、税務課所管。

2款3項1目税務総務費、評価方式移行事業委託料について、18年度から3年かけて中川

根工エリアに簡易路線価方式移行事業を行い、19年度は宅地の形状を計測し評価資料を作成するものであり、21年度の評価替えから統一されるとの説明があった。

教育総務課。

10款2項1目学校管理費（小学校）、機械器具借上料については、AED（自動体外式除細動器）を各小学校に配置するためのものであるとの説明があった。

4ページです。

10款5項4目学校給食施設費、仕入れについては、学校給食協会（町外）が主で60%、町内から40%で、本川根、中川根とも50%ずつの仕入れであるとの説明があった。

生涯学習課。

10款4項1目社会教育総務費、放課後子ども教室委託料については、現在、中央小、南部小で実施しており、対象児童の40%が参加している。放課後の居場所づくりとして、お茶、お花、工作、陶芸など体験学習を行っている。今後は第一小、本川根小での実施も検討しているとの説明があった。

10款5項2目海洋センター運営費、燃料費の減は、温水プールを6月から9月までとするためであるとの説明があった。

5ページです。

町民課・住民課。

3款1項7目老人医療費、後期高齢者医療広域連合負担金の中には運営費も含まれており、軽減の対象ではあるが、発足時であるため、本町への軽減措置はまだ未定であるとの説明があった。

4款2項1目塵芥処理費、ごみ処理広域化事業費負担金においては、施設建設に係る借入れが15から17年度の3年間あり、19年度は15年度分建設費の元金償還が始まり、その償還金を含んだごみ処理施設の管理運営費であるとの説明があった。

出納室。

2款1項4目会計管理費、指定金融機関派出手数料についての質問があり、19年度も引き続き島田信用金庫から1名派遣していただくとの説明があった。

6ページです。

産業課・事業課。

6款1項5目茶業推進対策費、共同茶工場敷地造成事業費補助金については、地名の川根山処苑茶工場整備費補助金である。20名で構成されており、平成20年4月から操業予定であるとの説明があった。

6款2項2目林業振興費、林業経営が厳しい中、林業生産よりも環境への移行に重きが向いている。林業自体、生産性が主でなくてはならないはずである。その中において木材に付加価値をつけ、差別化をつける意味においても森林認証制度への取り組みを進め、支援体制を確保したいとの説明があった。

建設課・事業課。

6款1項9目農業農村整備事業費、農地・水・環境保全向上対策事業負担金については、現在、地名、久野脇地区が実施しており、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援するものであるとの説明があった。

6款2項5目林道費、全体的に工事費が減っているが過疎計画に沿っているのかとの質問に、財政が厳しく、緊急性のあるものから優先的に予算づけした。地権者との関係も考慮したとの説明があった。

4款1項8目飲料水供給施設費。

次のページです。

県の補助金は新設しか出ないのかとの質問に、新設と配管布設替えに出るとの説明があった。

企画環境課・企画観光課。

2款2項1目企画総務費、自然遺産調査委託料は南アルプスを世界遺産にするための調査委託料であり、近隣の県でも検討しており、地元本町としても県と連携して調査をしていく。

7款1項2目商工業振興費、各種団体に対し本町財政事情により5%のカットをしたが、やる気のある事業には利子補給をしていく。18年度においては100%町で補助していたが、19年度は町50%、商工会50%の負担で1%の利子補給をしていくものである。この制度は5年間の時限立法で行っていく。

次のページです。

7款1項4目音戯の郷運営費、年々入客が減ってきており、運営維持が厳しい状態になっている。支出の部分を削るだけでなく、この施設の特色を生かし運営していただきたい。大鉄・SLなどタイアップし、努力をしてもらいたいなどの意見が出された。運営委員会においても、商工観光委員会などで検討、協議をしてもらいたいとの意見があった。

7款1項5目茶茗館等運営費、光熱水費の中に茶茗館運営にかかわるものと、シルバー人材センターの運営にかかわるものとが同一計上されているが、今後はそれぞれ分けて計上すべきとの意見があった。

健康増進課・保健福祉課。

3款2項2目児童福祉施設費、徳山聖母保育園補助金について、職員、臨時職員の数が変わらないのに補助金などがふえるのはなぜかとの質問に、補助金が出ているので環境改善などの受け入れ等の要望と確認はしているが、私立なので、保護者などからの苦情、要望が具体的に出てくれば対応するが、通常では独立性を重んじ、踏み込むことはできないとの説明があった。

次のページです。

4款1項3目予防費、僻地患者輸送車運行委託料については、坂京地区のものであり、公共交通機関がなく、医療機関から4キロ以上あって15分以上を要する地域であることを示し

ている。年25回分の予算計上である。

続きまして、特別会計です。

国民健康保険事業。

2款1項5目審査支払手数料、審査支払手数料について、月当たり一般被保険者1件50円1カ月2,500件、退職被保険者1件50円1カ月1,700件、柔度整生分1件15円1カ月94件であるとの説明があった。

老人保健。

1款1項1目医療給付費、医療給付費の基本額は推計で見込むと次のようになり、その額を基本として予算計上されている。平成19年3月から平成20年2月診療分50%で、現物給付は支払基金・国庫負担金・県負担金・一般会計の合計11億5,200万円で、現金給付（医療支給分）は支払基金・国庫負担金・県負担金・一般会計の合計1,440万円との説明があった。

簡易水道事業。

2款1項1目中川根区域水道維持管理費、水質検査委託料が661万1,000円と高額だが、どうしてかの質問があった。19年度に50項目の検査があり、そのための検査料金がかかるとの説明があった。

次のページです。最後のページです。

温泉事業。

1款1項1目一般管理費の中で、温泉審議会委員報酬について、委員9名の中に本町議員が4名入っており、多いのではないかととの質問があった。今後、条例等の見直しも検討していく必要があるのではとの意見があった。温泉の湯の配当など利権が絡み難しい問題が出たときなど、公平に処理するためにできるだけ多くの議員を入れてあるとの説明があった。

介護保険事業。

5款1項1目介護予防事業費、いきいきサロン立ち上げ助成金は、立ち上げ時に1団体5万円を助成するもので、ボランティアの人たちによって、引きこもりなどのお年寄りの健康を維持してもらうために行われるものであるとの説明があった。この事業は社会福祉協議会が行っている。

以上、抜粋して幾つか報告いたしました。

終わりに、地方分権改革の本格的な取り組みが新年度より始まる予定です。この地方分権改革推進法は3年間の時限法であり、国と地方の役割分担の原則を図り、事務事業のあり方の検討など、権限と財源の移譲、実のある改革としていただきたいと思います。

本町においても、平成18年度は大きな全国行事が開催され、町内も活気にあふれておりましたが、平成19年度は大きな事業もなく、厳しい財政の中、緊縮予算が組まれて、住民の活気あるまちづくりなどにも影響が出るのではないかと危惧されます。

そんな状況の中、職員におかれましても御苦労、多々あるかと思いますが、身近な行政として配慮の行き届いた住民サービスの維持に努めていただきたいと思います。

また、予算特別委員会におかれましては、各課からわかりやすい説明を受け、スムーズな委員会を進行することができましたことは、各担当課長、局長の配慮に心より感謝申し上げます。

各委員からも活発な意見、要望等が寄せられ、大変有意義な審査が行われ、予算特別委員会審査を終了することができました。重ねてお礼を申し上げます。

これで平成19年度予算特別委員会委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤公敏君） 以上で委員長報告は終わりました。

予算特別委員会は議長を除く全議員が所属委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略いたします。

これから議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算、反対討論を行います。

いざなぎ景気を超えると言われる好景気も、当町の住民や業者からは、何の恩恵も感じられないとの声しきりです。

19年度予算でも、世間は未曾有の好景気と言われる中、本来なら伸びるはずの法人税は9.5%も減額の見込みで、厳しい経営状況が忍ばれます。その厳しい経営のもとで、町民の個人税は定率減税や高齢者への公的年金控除の縮減、廃止など、たび重なる増税により、もともと所得水準の低い当町でも1億円近い増収を見込んだ予算を見て、町民の悲鳴が聞こえてくるのは私だけではないはずです。

日本共産党榛北支部ではこのような町民の声をもとに、毎年、新年度予算編成に対する要望を提出していますが、ことしも、町民にさらなる負担を押しつけないこと、不要不急の予算を見直して町民の命と財産を守り、町民が待ち望んでいる暮らし応援・子育て支援を拡充すること、町民の上に行政があるようなお手盛り予算をやめることを柱として、百数十項目の具体的な要望を各課に提出しました。

地方交付税も、総合計画にも書かれているように、最も多かった平成13年の32億6,000万円に比べると、17年度決算額は24億7,000万円と9億円もの減額となっていますが、そのうち2億円は平成15年から3億5,000万円ほどの長島ダム交付金が入ることで減らされた分です。その後は、18年度予算でも、補正でふえた普通交付税だけでも23億円余が計上され、19年度予算では内輪に見積もった額でも18年度予算額より5,000万円ふやして21億5,000万円の計上となっています。

町長を初め行政職員、議員そろって、住民に厳しい厳しいと、まるで住民の要望を退けるための言葉のように使っていますが、合併したことで財源は深刻な状態を免れたのでなけれ

ば、何のための合併だったかと言われても仕方のないことになります。

それなのに、19年度予算は、妊婦健診補助の拡大や、少ないとはいえ私立幼稚園への運営支援の補助拡大など、幾つかの前進はありますが、それはこれからの賛成討論の方にお任せするとして、多くの町民が待ち望んでいる、やればできることが無視されたままになっていると思われる。

当予算に賛成できない理由は、委員会審査でも幾つか指摘しましたが、具体的にこれから述べさせていただきます。

1 点目は、住民感情に照らしても許されないお手盛り予算です。

行政改革大綱に基づく効率化、むだの見直しで財政削減を進めるとして、特別職の給料の5%削減を初め、各所での経常経費や補助金などの5%削減が出ています。それなのに、毎年県の市町会が公募して実施する幹部職員の海外研修にことしも2名の予算、150万円が計上されています。市町会から1人につき70万円、2人分で140万円が雑入にのっていますが、本人負担はゼロで、町が10万円上乗せして150万円の計上になっています。中学生の海外研修でさえ2割の本人負担が徴収されます。職員の海外研修には本人負担なしどころか、支度金までつけてのお手盛りです。委員会で指摘すると、職員は仕事で行くんだから当然との意見でした。仕事で海外に行かなければならないどんな問題があるのでしょうか。職員の見識向上というなら、子供たちにこそ、将来への効果ははかり知れないほど大きいはずで、同じ研修というなら同じ待遇にすべきで、今の実態は町民の上に行政があるとは思えない、認識違いのお手盛りそのものです。

2 点目は、子育て支援の欠落です。

これもまた繰り返し要望してきたことですが、乳幼児医療費補助でのわずかな子供を補助の対象から外す所得制限が相変わらず設けられたままで、600万円あればできる小学校卒業までの補助拡大にも聞く耳なしのままです。すぐ隣の島田市との格差をなくそうとの意識さえありません。また、地震対策の家具固定補助も高齢者世帯だけでなく、子育てと仕事で忙しい若い世帯や母子世帯にも補助を広げるよう要望してきましたが、高齢者対象だけでも財源確保が大変と耳をかさず、150万円の予算を全くふやそうとしていません。

3 点目は、むだ遣いを改めない姿勢です。

ごみ減量化に逆行する40万枚ものごみ袋の購入費が400万円も計上されています。商店に売り払う売りさばき手数料や40万枚ものごみ袋の焼却費用を合わせれば、このごみ袋を廃止するだけで乳幼児医療費補助を小学校卒業まで拡大する経費のほとんどが賄えるんじゃないでしょうか。ごみ減量化こそ、町民との協働で一番わかりやすく、やりやすい、手をつけやすいことです。町民を励まし、楽しく取り組む支援を惜しまなければ、もっとごみ処理費は減るはずです。

4 点目は、町有集会所で、合併前には町が出していた建物保険料や修繕料が地区負担となり、不公平だと指摘された建物保険料だけでも43万5,000円の新たな地区負担となっていま

す。住民の合意もないまま強行されています。修繕費に至っては、条例制定時にも指摘した小規模・大規模の基準のあいまいさが噴き出した内容になっています。八中集会所の屋根塗装は大規模修繕とのことで、29万4,000円の工事費の9割を町が出し、地区負担は1割の2万9,000円です。一方、水川集会所のトイレ修繕には34万3,000円かかるのに、小規模修繕として町は2分の1の支出で、地区の負担は半額の17万1,000円にもなる矛盾が出ています。もともと建てた経緯も、国や県の補助金の出どころも違う旧本川根町と旧中川根町の集会所だから二制度でいくのが常識ではないでしょうか。それでも一本化するなら、住民の活力を低下させないためにも、本川根の住民も悲鳴を上げていた多額な負担を解消するためにも、本川根の住民が期待していたほとんど地区の負担なしの中川根方式に合わせるべきです。町民が主役とか、町民参加のまちづくりなどと言われる町長が、町民に元気と勇気を与える観点に立った予算になっていないことが残念で仕方がありません。

5点目は、臨時職員や町が外部委託している町営バスやスクールバス、指定管理者への指定施設となった、もりのくになど、働く人を守る姿勢が見受けられません。

町営バスやスクールバスの運行委託では、町の予算価格を40%以上も下回る落札で、そのしわ寄せは運転手さんへの低賃金、長時間勤務となっています。マスコミなどでも、バス会社の安受けによる過酷な長時間運転がもたらす運転手の意識不明などによる事故が多いことを取り上げています。小学5年生の県外体験学習委託料も292万円から、3分の2の193万円に100万円も削減しています。安ければいいでは、町民の安全も、子供の安全も守れません。事故が起きてからでは遅いのです。

また、ベテラン、臨時職員の賃金引き下げや身分の切り下げなども、行革の名のもとに民間を指導・監視する立場にある行政みずからリストラの手本を示し、若い人たちの職場をなくすなど、住民を守るべき行政がやるべきではないことです。

6日に議会が開会して、翌日から連日開かれた予算特別委員会でも、今までになく多くの質問や改善に向けた意見・要望が出され、生活に密着した議論も少なくありませんでした。それは委員長報告にも述べられていましたが、重大な問題も抜けていたように思われます。

大井川鉄道緊急保全整備事業補助金の4,192万円、3年間で1億2,300万円もの補助を一企業に行うことの責任についても、住民が納得できるサービスを求める必要が話し合われました。商工会への補助金の5%分、100万円の機械的なカットや、町が行っていた1%の利子補給を0.5%商工会が負担するから枠を広げてほしいとの切実な訴えなど、商工業者の苦しみが伝わってきますが、町はどのように商工業者を守ろうとしているのかわかりません。

教育費の1億円カットにも厳しい審査が行われました。小学校の備品購入や工事費など、学校からの要望が、厳しい査定のもとで削られたことも明らかになりました。ALT予算も削っています。子供に大切な環境を後退させるなど、とんでもないことです。1億円を超すダム水源地域振興費を少し節約して、子供たちに回すことはできないのかと思うのは私だけでしょうか。

総合支所建設も、今の場所に建設するための仮庁舎や解体の設計監理委託料430万円が出ていますが、どこにどのようなものを旧本川根側の住民が求めているのか、アンケートも住民の声も聞かずに進めるのは、過去に繰り返し失敗した箱物づくりになってしまいます。

それ以外にも、お金の使い方があいまい、問題、必要性が不透明と思えるところがあります。もちろん日ごろから町民と触れ合い、さまざまな面で町民の声を力としてこられた町長とその部下でもある職員の皆さんが考えに考えた予算で、合併による交付税の算定がえが切れる7年後を見据えて、それでなくても交付税が頼りの自治体に自立を迫る国の三位一体改革の中で、厳しい財政削減の課題を抱えながら町民に必要なサービスを確保し、町民の要望にこたえる予算を組むことは、あちらを立てればこちら立たずで容易でないことはわかります。しかし、当事者と真剣な話し合いや、だれもが安心して暮らせるまちづくり、お手盛りやむだをなくし、行政ができる応援は精一杯するし、そのためには町民が行政を利用して、真に町民が主役となることができるまちづくりが今こそ必要です。

最後に追加で言わせていただきますけれども、3款1項6目国民健康保険費の国保会計繰出金7,994万8,000円について述べさせていただきます。

19年度の国保特別会計予算では、療養費が退職の方では2,500万円を超す増額になっていますが、国保税の算定に係る一般の方で下がっている予算ですので、値上げはないと思います。しかし、7月の本算定を経なければ確定的なことは言えない状況ですが、今、町内の世帯の3分の2、住民の方の半分以上が国保の加入者となっている当町では、国保税の負担の重さは耐えがたいものになっています。加入者の負担をこれ以上ふやさないためにも、一般会計からの繰り入れ枠を広げることが必要です。法定繰り入れに固執している自治体は幾つもないと、以前、県の担当者からも聞いています。

以上、このような観点からこの予算を見たとき、まだまだ改革の余地があることを指摘して、当会計予算への反対討論とします。

- 議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。
- 13番（中澤智義君） 私は、議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

川根本町も合併して2年目になりました。本町の基本構想、行政改革大綱に基づき、改革の計画・実行が問われるべき本年度の予算であります。予算の編成に当たり、予算の健全化を望む行政トップ等がみずからの報酬を5%下げて、財政の改革に対する姿勢を明確にして編成に当たっております。

本年度の予算は、ここ数年、合併や行政需要の拡大で伸び切った川根本町の会計を収支のとれた持続性のある財政運営に方向を変え、改革に重きを置く予算であると理解いたします。

平成19年予算は、歳入歳出56億2,000万円です。前年度に対し13.3%の減額であります。この予算は川根本町のすべての事業・行政を検証し、見直し、行政改革を確実に推進していく姿をあらわしている予算であると思います。

また、予算は、改革を進める一方、従来の住民サービスを確保し、行政需要にも配慮に努めており、苦渋のやりくりも見えております。財源についても、国・県の支出金の大幅な減額に伴い、その対応として、元利償還に交付税措置のある有利な過疎債や合併特例債を活用しており、健全財政の運営に配慮しております。町の基金も事業に合った取り崩しを図り、今年度の財源を適切に確保されております。

私は、平成19年度予算は財政の健全化を推進し、効率的・持続的な効果を図った予算と理解し、平成19年度一般会計予算、歳入歳出56億2,000万を認め、賛成いたします。

議員諸君の理解を求め、本予算に対する私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第29号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第30号、平成19年度川根本町老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

○ 11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。

議案第30号、平成19年度川根本町老人保健特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

国の老人保健制度を町で実施するための特別会計であり、町としてほとんど裁量の余地のない会計であることは、これまでも述べてきたとおりです。この意味において、この予算が特にひどい内容であるとか、よそに比べて町民の願いに背くものであるとか言うつもりは全くありません。また、この会計に老人本人の負担が出てくるものでもありません。しかし、この会計の外では、この会計のもととなる医療費に対し、高齢者への繰り返しの負担増や診療報酬の引き下げによる差別医療、病院締め出しや受診抑制が続けられ、これからはますます激しくなることを思うと、黙って賛成することができないものです。

本来であれば、長年にわたって社会を支え、戦後の復興を担ってこられたお年寄りの皆さんに、健康を害したときぐらいはお金の心配などしないで、安心して医療機関に受診してもらえるようにすることこそが当たり前の社会のあり方であり、最小限の礼儀のはずです。かつてはそのような観点から、老人医療費の無料制度が全国多くの自治体に広がり、国もついに採用するに至った経緯がありました。しかし、この老人医療の無料制度を敵視し、打ち壊す形で導入されたのが、ほかならぬこの老人保健会計の基礎となる老人保健制度です。

老人保健制度は、お年寄りの健康を守るふりをしながら窓口負担を導入し、受診抑制を図るとともに、同じ診療をしても、お年寄りの方の診療には医療機関に支払う診療報酬を現役世代の報酬より低くし、世界的にも例のない差別医療を持ち込んで医療費の抑制を図るという、およそ社会保障や福祉の理念に反するといしか言いようのない制度になっています。

私たちは、このようなやり方は、年をとればだれでも幾つかの言うところが出るのが当たり前で、それを我慢させるようなことは健康を損ない、逆に医療費の際限ない高騰を招くものと厳しく批判してきましたが、その後の高齢者1人当たりの医療費の推移は、私たちの指摘が正しかったことを証明しています。専門家の指摘を待つまでもなく、医療・保健施策で大事なものは早期発見、早期治療であり、さらに言うなら、病気になる前に適切な指導や予防に力を入れることこそが肝心です。そして、具合が悪いと感じたら、お金の心配なくいつでも気軽に医療機関に足を運べる環境を整えることこそ、最も確実な対策であることは言うまでもないことです。

ところが、お年寄りの医療をめぐるのは、今、過ちをさらに拡大しかねない制度が動き出そうとしています。県単位の広域連合で運営するとした75歳以上の人を対象とする後期高齢者医療がそれです。75歳以上の高齢者を国保や現役世代の保険から切り離し、また家族としての被保険者も個人に切り離して新たな保険料を求めるもので、かかった医療費の1割をめ

どに高齢者の人数で割って、年金が月額 1 万 5,000 以上あれば年金から天引きし、それ以下の人は自分で納付するという、まさに介護保険パート 2 のようなやり方で、かかればかかるほどみんなの負担としてはね返ってくる、これこそ受診抑制の手本とも言うべき過酷な制度です。

しかも、運営が、身近な目が届く自治体から県の広域連合になることで、加入者や住民の声が届きにくなり、また当町のように小回りがきく行政で一人一人に目が行き届いた健康管理や指導を行って、受診抑制でない医療費抑制が行われてきたような町にとっては、その努力が反映されないことにもなりかねません。

反対に、一人一人に目が行き届かない大きな自治体では、自治体レベルでの健康増進事業の取り組みもおろそかになりかねず、都市部の医療費高騰が医療サービスの乏しい町や本人の努力が支えの小さな町に高い保険料負担となって高齢者の生活を脅かすことも心配されます。

旧本川根地区では、いまだに高齢者が自由に行きたいところに行ける公共交通機関もありません。徳山地区でも夜間は無医地区になり、そのことを思って医師が常駐している医療機関にかかっておかないと、いざというときに診てもらえないとの不安を抱えるお年寄りが少なくありません。どの住民アンケートでも、要望の第 1 は、いまだに医療機関・医療体制の充実です。そのようなまだまだ不十分な医療体制の当町で、役場の保健体制は、正規の看護師も雇わない、少ない保健師さんの献身的な努力に頼るだけでなく雑用までもさせている状況です。

この会計に直接出てくるものではありませんが、保健指導体制の強化・充実という町の意識改革がない限り、我慢強いお年寄りの重症化を防ぐ方法はないと思います。また、戦前戦中の鍛えられた年代の方々と違い、戦後の復興の中で働くことだけを生きがいにして、健康ことなど考える暇もなく働き続けて過ごしてこられた人たちの健康管理は、今、待ったなしの課題になっています。

そのような観点から、まだまだおくらしている保健医療体制の影響を最も受けやすい当会計には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8 番、久野孝史君。

○8 番（久野孝史君） 8 番、久野です。

平成 19 年度川根本町老人保健特別会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

皆様も御存じかと思いますが、昭和 36 年の国民皆保険以来、我が国はだれもが安心した医療制度を受けることができる制度を実現し、その医療提供体制は安心した生活を送るための重要な基盤となっております。その結果、世界最長の平均寿命や高い保健医療制度を保ってきました。しかしながら、急激な高齢化の進行や医療の高度化と進歩、国民の意識の変化など、環境は大きく変化している現状にあります。

そこで、数々の医療制度の改正として、昭和 48 年、先ほど出しましたけれども、老人医療費

支給制度や、その後の医療費の増大などにより一部負担金の導入など、必要に応じて改定が行われてきました。

平成12年度の介護保険制度の導入や、県においては静岡県老人医療対策推進計画を策定し、老人医療対策は老人医療受給者だけではなく、全年齢を対象に行うことが必要であるという基本理念として、適正化対策が打ち出されております。

また、平成20年4月から行われようとしている後期高齢者医療制度の創設については、急激な高齢化に伴い医療費の増大が見込まれる中、負担について高齢化世代と現役世代を明確化し、わかりやすい制度とするものであります。

このように制度改正は、将来にわたり持続可能な制度を確保し、給付と負担の均衡を図るため、医療費適正化を総合的に推進するために必要なことではないかと思われます。つまり、住民が安心して生活を送れるための重要な基盤となっている現在の医療体制、一方では現在の医療を取り巻く環境が大きく変わる中、だれもが安心して医療を受けることができる環境整備をするためにこの改革は不可欠であると思います。

今回の討論は、会計に対してのみ賛成討論とすべきところですが、あえて国の制度に立ち入ることはないと思われますが、今の社会をどうやって支えるかというような重要な社会制度を持続可能にするため、どうしたらよいかということを考えていただくために討論いたしました。

その意味においても、このことを御理解の上、議案第30号、平成19年度川根本町老人保健特別会計予算案については賛成していただきますよう申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成19年度川根本町老人保健特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第30号、平成19年度川根本町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第30号、平成19年度川根本町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第31号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第31号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第32号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第33号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第33号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第33号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程の追加

○議長(佐藤公敏君) お諮りします。

お手元に配付した議事日程第2号の追加1及び第2号の追加2のとおり、第1次川根本町総合計画基本構想の策定について外6件を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、第1次川根本町総合計画基本構想の策定について外6件を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第34号 第1次川根本町総合計画基本構想の策定について

○議長(佐藤公敏君) 追加日程第1、議案第34号、第1次川根本町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第34号、第1次川根本町総合計画基本構想の策定について、提案理由を説明させていただきます。

議案書1ページ及び別冊書を参考にござんいただきたいと思います。

平成17年9月の合併以来、新町建設計画に基づいたまちづくりを行ってきましたが、この新町建設計画の基本方針を踏まえ、平成18年度のほぼ1年間をかけまして、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画期間とする第1次川根本町総合計画基本構想の策定作業を進めてまいりました。この総合計画の策定につきましては、地方自治法第2条第4項において、市町村は議会の議決を経て基本構想を定めることとされているものです。

昨今の社会情勢を見ますと、国の財政事情は厳しく、少子高齢化の進行、環境問題や社会

保障制度に関する不安など、社会的な課題が山積している反面、町の周辺域では、富士山静岡空港の開港を間近に控え、第2東名高速道路の建設が進むなど、地域住民の大きな期待がかかるプロジェクトが進行中であります。

このように、国内や周辺地域が目まぐるしく変わっていく中で、今後10年先を見据えた計画を策定することは大変難しいことであると認識しておりますが、多くの町民の皆さんの御意見をお聞きし、よりわかりやすく、夢のある計画にしたいということで取り組んでまいりました。

そのため、策定に当たりましては、町民アンケートの実施、子供や一般町民の皆さんによるワークショップの開催、パブリックコメントの募集など、より多くの町民の皆さんの声をいただき、それらの声を計画に反映していきたいということを最も重視いたしました。

また、あわせて役場内に、助役を長として係長・主幹クラスの策定委員会を設置し、この策定委員会を中心として各課において検討を重ねるなど、行政としても計画の内容に深くかわってまいりました。

この基本構想は、基本的に新町建設計画に沿った内容となっておりますが、川根本町総合計画審議会におきまして5回の慎重な審議を経てまとめていただき、過日、2月27日に答申をいただいたところであります。

以上、第1次川根本町総合計画基本構想の策定につきまして、地方自治法第2条第4項の定めに基づき、議会に提案いたすものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 質問をいたします。

本来なら、こういう計画が出されるときには実施計画も、当座の1年あるいは3年とかいうふうなローリングする実施計画が出されて当然なんではしょうけれども、今回ちょっとおくられているということで、後から議会にも見せてくれる、相談してくれるということですが、その実施計画をつくるときに、例えば今回のこの総合計画、町長が、夢のある計画にしましたと言われたんですけども、私も本当に、これを読んでいてうれしくなるところが幾つかあります。例えば31ページの「生涯にわたる健康づくりと医療の充実を進めます」の

のところなど、島田市民病院など広域における中核医療機関や地域の診療所、保健師と総合的な保健医療体制の充実を目指しますというこの3行の文章、あるいはその次のページの3「次代を担う子供を安心して産み育てられる環境整備を進めます」ということで、の、妊娠や出産に向けて云々という、乳幼児医療費の補助、子育て交流活動の支援、児童虐待の防止、子供の遊び場や体験などをサポートして地域全体ではぐくんでいける体制をつくりま

す、あるいは で相談体制や保育所サービス、放課後の居場所づくり、一人親家庭生活の安

定と自立の促進など、家庭での子育てと仕事との両立を支援するさまざまなサービスを提供しますと、本当にすばらしい計画だと思います。

また、39ページには学校のことが載っています。「少人数教育のよさなど、地域の特徴を生かした基礎的学力の向上と創造性をはぐくむ教育を推進し」ということで、本当にそういう私がふだん、いつも繰り返し述べていたまちづくりの方向がここにうたわれていたということで、私はとてもほっとしているわけですがけれども、最初の1点目の質問は、こういう夢のある、とても期待が持てる総合計画基本構想案が出されたんですけれども、実施計画を策定するときにこの基本構想に沿ったといいますか、超えるような計画、超えるというか、先走るといとか、曲げるというか、とにかくこの基本構想に沿った実施計画が出されるかどうか、まず確認をいたします。

それから、2点目は、「三人寄れば文殊の知恵」とよく言われるんですがけれども、この川根本町総合計画が計画どおりにというか、本当にみんなで考えた計画がちゃんと、きちんと進んでいるかということを検証する、そういう機関が必要だということをワーキンググループでもかなり言われました。そういう住民の人たちを検証機関に公募するとか、そういう住民を巻き込んだ、本当にまちづくりと一緒に進めていこうというような機関を設置する考えがあるかどうか、この2点をお伺いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

○企画環境課長（森下睦夫君） 実施計画でありますけれども、現在、各関係課の方をお願いをして作成中であります。当然、今、この総合計画基本構想については各課の方に配付をされるわけですが、この作成前にも、先ほど町長も言われましたように、特別委員会というんですか、各課から代表が来まして、策定委員会をやってございますので、内容的には十分把握できていると思いますので、基本構想に沿った実施計画がなされるかと思います。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 基本構想の後、基本計画、そして実施計画という3段階になっておりますけれども、その進行管理というのをやはりしっかりしていかなければならないというふうに思っています。それがどういった形になるのか、もちろんワークショップの延長として、住民の方でそれをチェックしていただくという方向で当然持っていかなければならない、あるいはまちづくりをともにしていくために情報提供をする場としてもそういうのを生かしていきたいと。

ただ、これはお願いというか、そういう方向に持っていきたいと思うのは、ただ、自分を蚊帳の外に置いて、この目標が達成されないからどうなんだと、ただ追及するだけの場ではなく、行政としてはこれをやりなさいと。我々NPOなり団体としてはこういうことをやっていきますよと、住民にはこれをお願いしていきますよ、そういったことの役割分担を確認しながら、またそれぞれの持ち場に帰っていくような、そういうそのチェックの機関になれ

ば、なお我々が、我々というか、この基本構想で言っている協働・パートナーシップというのが実現できるのではないかと、そんなふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、第1次川根本町総合計画基本構想の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、第1次川根本町総合計画基本構想の策定については原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第35号 川根本町飲料水供給施設設置及び管理

条例の一部を改正する条例について

○議長（佐藤公敏君） 追加日程第2、議案第35号、川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第35号、川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、条例第3条関係の別表において規定する町が設置及び管理する飲料水供給施設を追加しようとするものであります。

文沢簡易供給施設は、平成18年7月26日に工事発注し、平成19年2月2日に完成した飲料水供給施設であります。平成19年2月15日に工事の完成検査を終了し、現在、施設試験運転及び浄水水質調査を実施しております。安定した浄水水質が得られた後、4月1日から加入者への給水を開始することとしております。このことから、施行期日を平成19年4月1日とするものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

- 議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第36号 町道路線の変更について

- 議長（佐藤公敏君） 追加日程第3、議案第36号、町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

- 町長（杉山嘉英君） 議案第36号、町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

本町の合併に伴い、町が管理している町道、林道及び農道について、各路線について見直すと同時に、台帳整備をいたしました。

それらの路線の中、起点、終点及び延長、幅員について精査した結果、6路線について変更する必要が生じたため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、町道路線の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第36号、町道路線の変更については原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第37号 町道路線の認定について

- 議長(佐藤公敏君) 追加日程第4、議案第37号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

- 町長(杉山嘉英君) 議案第37号、町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

議案第36号の提案理由でも申し上げましたとおり、林道及び農道につきましても整備・精査した後、道路法の規定による町道認定の基準を満たすことのできる路線について、それぞれ関係機関との協議・調整が終了しましたので、道路法第8条第2項の規定により、町道路線としての路線名、起点、終点、延長、幅員について議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

- 議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第38号 平成18年度川根本町一般会計補正予算（第7号）

○議長（佐藤公敏君） 追加日程第5、議案第38号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第38号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第7号）の概要について説明いたします。

これは、国庫補助対象に採択されている道整備事業の町負担額に対する一般公共事業債の借り入れについて、第2次配分により起債充当率の引き上げがありましたので、地方交付税に算入される有利な起債の借り入れで対応できるよう、地方債の借入限度額を変更させていただく内容となっております。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

第2表では、地方債の借入限度額について補正したいものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細書、一般、8ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第2項林業費は財源更正です。森林居住環境整備事業費では林道蕎麦粒線改良事業について、道整備交付金事業費では林道地名笹間線開設事業、林道三ツ峰線開設事業、林道坂京線改良事業、林道千頭嶺線改良事業について財源更正をするものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費も財源更正です。町道新設改良費について、町道小長井田代線の財源更正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細書の一般、7ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、720万円の減額です。減債基金の減額です。今回の補正による一般財源の調整として使用し、補正後の繰入額を1,280万円にするものです。

第20款第1項町債は、720万円の増額です。農林水産業費は、林道5路線の起債充当率が90%から100%に引き上げられたことにより300万円を増額するものです。土木費は、町道1路線の起債充当率が40%から100%に引き上げられたことにより420万円を増額するものです。

第2表、地方債補正につきましては3ページをごらんください。

変更としまして、一般公共事業債を720万円増額し、3,740万円に借入限度額を補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議案第39号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 議長（佐藤公敏君） 追加日程第6、議案第39号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

- 町長（杉山嘉英君） 議案第39号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案11ページ、新旧対照表2ページをごらんください。

この条例の一部改正案は、行政改革大綱に基づき組織機構の見直しを進める方針のもと、教育委員会が所管する社会教育施設の運営に関する附属機関を統合するものです。

具体的には、海洋センターや町営グラウンドなどの社会体育施設のほか、文化会館及び資料館の運営に関する委員会を一本化し、社会教育施設運営委員会を設置する内容であります。

条文改正としましては、別表に記載してあります附属機関名「川根本町社会体育施設運営委員会」を「川根本町社会教育施設運営委員会」に改め、担任する事務を「社会教育施設の管理及び運営に関する事務」とするもので、施行期日を平成19年4月1日としております。

効率の高い行政運営の推進のための条例改正でありますので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第40号 川根本町文化会館条例及び川根本町資料館条例の一部を改正する条例について

- 議長（佐藤公敏君） 追加日程第7、議案第40号、川根本町文化会館条例及び川根本町資料館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

- 町長（杉山嘉英君） 議案第40号、川根本町文化会館条例及び川根本町資料館条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の12、13ページ、新旧対照表3ページ以降をごらんください。

この条例の一部改正案は、行政改革大綱に基づき組織機構の見直しを進める方針のもと、教育委員会が所管する社会教育施設の運営に関する附属機関を一つに統合するため、改正するものです。ただいま議案第39号で川根本町附属機関設置条例の一部改正を御承認いただきましたが、これに関する改正であります。

現在、文化会館及び資料館の運営に関して審議いただく機関として、施設ごとに運営委員会を設置しておりますが、社会教育施設に関する運営委員会を社会体育施設も含めて一つに統合し、新たに社会教育施設運営委員会を設置することに伴う改正であります。

条文の改正内容としましては、この２つの条例からそれぞれ運営委員会を規定する内容を削除するとともに条の繰り上げを行うもので、施行期日は平成19年４月１日としております。

効率の高い行政運営の推進のための条例改正でありますので、よろしく御審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、川根本町文化会館条例及び川根本町資料館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町文化会館条例及び川根本町資料館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第８ 発議第１号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出 について

○議長（佐藤公敏君） 日程第８、発議第１号、全国森林環境税の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第１号は、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第１号、全国森林環境税の創設を求める意見書の提出についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号、全国森林環境税の創設を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第９ 川根本町議会議員派遣の件

- 議長（佐藤公敏君） 日程第９、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

日程第１０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 議長（佐藤公敏君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程と議会運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 1 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（佐藤公敏君） 日程第11、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（佐藤公敏君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、平成19年第 1 回川根本町議会定例会を閉会します。

これで散会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 0 4 分